

昭和三十年二月

海外經濟事情

目次

- 一、概況
- 二、ガット第九回總會及び日本の正式加入のための関稅交渉
- 三、米州諸國
 - (一) 米國經濟
 - (1) 一般經濟動向
 - (2) 學校教書及び公路教書
 - (3) 最近の住宅事情
 - (4) 互惠通商協定法改正案の下院通過
 - (5) その他
 - (二) カナダ——公定歩合引下げ
- 四、西欧諸國
 - (一) 英國——公定歩合再引上げ
 - (二) フランス——マンデス・フランス内閣の瓦解とフォール内閣の発足
 - (三) 西ドイツ——景氣の動向と資本市場の新展開
- 五、ソ連——政變と一九五五年度予算
- 六、アジア諸國
 - (一) 一般情勢
 - (二) 中共——通貨改革、國際收支及び對外貿易狀況
 - (三) 北鮮——昨年の復興狀況
 - (四) 台湾——外國為替管理法規の變更

- (五) インドネシア——FOAの一九五五年度技術援助額決定
- (六) ビルマ——昨年の米穀輸出実績と本年の見透し
- (七) インド——インド國立銀行設立案とソ連との製鉄所建設援助協定の成立

七、濠洲——貿易の悪化と市中銀行の定期預金利率引上げ

一、概況

八日突如として行われたソ連首相の更迭は國際的に多大の反響を呼んだ。マレンコフ首相の辞任理由としてはその声明の中で政務に関する経験不足、農業政策の失敗が挙げられ、またさきには消費財優先主義に対する非難等も報ぜられたが、首脳部間の権力争いもこれに絡んでいとみる向が多い。

何れにしても今次政變の影響としてマレンコフ首相の内外に亘る緩和政策が一変しスターリン時代の強硬策に還えるのではないかとの懸念、乃至は東西貿易に及ぼす不利な影響を指摘する向もあるが、当面格別な動きは現われていない。

これより先、五日フランスのマンデス・フランス内閣は北アフリカ政策に対する國民議會の不信任により総辭職を余儀なくされた。

後任としてはピネー(獨立共和派)、フラムラン(人民共和派)、ピノー(社会党)らが相次いで組閣に失敗した後漸く二十三日前外相フォール(急進社会党)を首班とする内閣の成立をみた。同内閣は急進社会党を中心に人民共和派、旧ド・ゴール派を包含しており、当面の政策として參議院におけるパリ協定の早期批准促進、生産増強、農民所得の引上を中心とする經濟擴大計画の実施を掲げている。

西独連邦議會は遂に二十七日パリ協定を承認したが、その一部を成すザール協定に關して現連立政府与党間の対立が表面化し、一時は現政府の危機すら報ぜられた。台湾問題を繞る中共對國府米國間の緊張を和らげんとして國連による調停、ジュネーブ方式による國際會議の開催の構想も伝えられたが何れも成功に至らず、この間國府軍の大陳島撤退等の動きがあつたが茲当分、同問題を繞る緊張は続くものとみられる。

斯かる情勢下に東南アジア防衛問題の討議を目的として先月末から英連邦首相

会議が開かれ、又二十三日からバンコックで開催された東南アジア防衛条約機構 (SEATO) 会議は、防衛範囲に関する米、英の見解調整、インドシナ対策、アジア経済開発の問題の外、台湾問題に関する非公式討議を繞つて諸国の関心を集めたが、概ね内部機構の整備に止まりバンコックに同機構常設本部の設置、軍事、破壊活動防止、経済の三委員会の新設を決定した。十七日発表された英国々防白書は英国における水爆製造開始を宣明、これに関する議会でチャーチル首相の言明は何れも所謂「力による平和」を確認したものと見て注目される。

米国景気は自動車、鉄鋼、建築部門の好調を背景に引続き回復上昇過程に在り、一般に斯かる傾向は目先き当分続くものとみられるが、反面上昇率の鈍化の兆も指摘されており、又一部々門に於ける現在の余りの好況が却て将来の反落を大ならしめることを懸念する向もある。従つてこの間における連邦準備制度の金融政策は極めて微妙な段階に在り、金融市場は若干引締り気味に推移しつつある模様。

西欧諸国は頃來の好況から国によつては漸くインフレーションが懸念されるに至り、英国では貿易収支の悪化から公定歩合の再度引上を首め一連の対策を講じ、スカンデナヴィア三国も利上乃至投資・消費・輸入抑制等の措置を採るに至つた。当而、英国経済に関連して英連邦諸国の経済政策の動向に関心がもたれる。

日本のガット加入に関する関税交渉会議は二十三日よりジュネーブで開催された。この間米国では大統領の三カ年に亘る関税引下権限その他を規定した互恵通商協定延長法(所謂クーパー法案)が十八日下院を辛うじて通過したが、議会内外の保護貿易勢力にはなお強大なものがあり、上院の審議が注目される。

二、ガット第九回総会及び日本の正式加入のための関税交渉

ガット第九回締約国団会議(所謂ガット総会)では昨年十一月以来「一般協定」の全面的再検討を行つてきたがこのほど漸く一応の結論に達し、来月上旬閉会の運びとなつた。再検討の結論は議定書作成の後コミュニケーションをもつて発表される予定であるが、概ね次の通り結局常設運営機構を設置することとしたほかは、格別大幅な規定の修正もなく終つたことと見て可い。

1 常設のガット運営機関として貿易協力機構 (Organization for Trade Cooperation) を新設する。これには総会、理事会(米英など十七カ国からなる予定)を設け、専務理事と小規模の事務局を置く。

2 関税率譲許の据置期間(現行本年六月末)を一九五七年末まで延長する。

3 国際收支保護のための輸入制限に関する規定を若干厳格化し、輸入制限国に對し毎年貿易協力機構と右制限について協議する義務を課することとする。(英国原案の期限付輸入制限撤廃案は撤回された)

4 後進国の経済開発に関する例外規定を若干緩和し、新産業育成のため後進国の関税政策、輸入制限政策に關し追加的便宜を与えることとする。

5 輸出補助については農産物の場合市場を混乱させないことを条件としてこれを認めるとともに、工業品の場合には本年初の現状を据置き、一九五七年一月末までにその廃止の可否について再検討を加えることとする。

6 英国の植民地産業の保護育成のため植民地産品に対する特恵待遇付与、また米国の農産物の輸入制限実施の承認。

右の討議と併行して二十一日よりジュネーブにおいて日本の正式加入のための関税率引下交渉会議が開始された。日本との交渉に入る国は現在十五カ国といわれるが同時に對日関税率引下国に對し米国も関税率譲許を考慮する旨の同国政府の言明に基き米国と若干の第三国との間に関税率引下交渉が進められる模様である。なお同日米國務省は新に年間二〇百万ドル分の輸入に相当する品目を関税交渉の対象として追加する旨を発表した。右は昨年十一月発表の関税率引下予定品目表(関係輸入額年間五—六億ドル)に追加されるものであつて、主として米国の日本以外の諸国との交渉に充てられるものとみられている。

三、米州諸国

(一) 米州諸国

(1) 一般経済動向

鉱工業生産指数は一月一三一(一九四七—四九年基準季節修正済)と昨年十二月に比し一ポイント上方上昇、引続き回復を示しつつ更月、その後も好調裡に推移しており、特に自動車、鉄鋼、建築部門の依然たる好調が注目される。

すなわち自動車部門では十二日及び十九日に終る各週の乗用車生産はそれぞれ一六七千台及び一七〇千台と相ついで史上最高の記録を更新(従前最高一九五〇年六月第三週一六五千台) 前年同期比五三%増の水準を示し、月間の生産高は六七八千台(前月実績六五八千台)と二月としては最高に達するものとみられている。かかる高水準の生産は目先当分続き、年初来の生産台数は第一四半期末までに二百万台をこえ、四月末には二・八百万台と本年生産予想の略々半ばを実現すると一般に推測されている。売上もまた同様に好調を続けるものとみられており、一月の月間売上は五一二千台と一月としては従来を記録した。

つぎに鉄鋼生産は一月八・八百万トン(操業率八二・七%)の後更に増加し、当月二十四日に終る週には生産高二、一九一十トン、操業率九〇・八%に達した。右は史上最高といわれる一九五三年三月の生産高(週間生産二、二四〇一、二五九千トン)には及ばないが、何れにしても現在の生産が大方の予想を上廻る好調にあることを示しており、しかも前記自動車生産の活況、鉄道車輛工業の好転(月初受注残高一八・四千台、前月比三・一千台増)をはじめ鉄鋼需要の広汎化、発注増が伝えられ、フェアレズ・U・Sステイル会長の如きはかかる好調は少くとも五月末までは持続し、操業率は九五%の線に近づくとの見透しを述べている。

建築部門もまた依然として高水準の活動を示しており、一月の公私新建設支出

は二八億ドル(前年同期比一三%増)で昨年十二月の水準に比し八%の減少であるが、これとても例年に比すれば小幅の減少であり、他方季節修正済年率換算においては初めて四〇〇億ドル(一九五四年実績三七二億ドル、同第四半期年率三八二億ドル)の線を突破している。非農住宅新規着工数は一月八千戸(年率一・四百万戸)と前年同期比三三%の増加であり、年初来八週間の新建築契約高(エンジニアリング・ニューズレコード社調)は前年同期比五五%の増加と伝えられている。

かように昨秋以来の景気回復の過程は概して順調であるが、一部には最近の回復歩調に若干の鈍化が感ぜられると指摘する向がある。すなわち昨年九月来の主要生産部門の回復状況は次表の通りであつて、顕著な復調の足取りをみる事ができるが、更年後の上昇速度は十一月間の上昇率が顕著であつた関係もあつて若干鈍化の傾向が窺われる。回復の主柱たる鉄鋼・自動車の如きは本月に入つてもなお上向を辿りつつあるが、電力生産高、軟炭生産高或は鉄道貨車輸送量など回復を示しているものの更月前後を中心として小波動をみせていること、景気回復の歩調にも拘らず、未だ本格的な在庫増大の傾向がみられない(昨年十二月末季節修正済暫定七七五億ドル前月比一・四億ドル減)こと等の点が、注目される。

(一九四七—四九二〇〇 季節修正済)

部 門	一九五三・七	一九五四・八	同・一〇	同・一一	同・一二	一九五五・一 (暫定)
耐久財一次金属製	一三六	一〇五	一一〇	一一八	一二〇	一二三
機械製	一四二	一二四	一二四	一二五	一二六	一二七
輸送機器	一六四	一四四	一四七	一四八	一四四	一四四
木材及同製品	一九六	一六六	一六四	一八一	一九四	一九四
織維・衣料	一一一	九七	一二八	一二四	一一一	一一一
紙・印刷	一二六	九九	一〇二	一〇四	一〇二	一〇三
化学・石油	一四六	一二六	一二七	一二七	一二七	一二七
非耐久財			一四三	一四五	一四八	一五〇

飲食料・タバコ	一〇七	一〇五	一〇五	一〇六	一〇六	一〇六
消費者耐久財	一三七	一一五	一〇六	一二四	一三〇	一三七
工業生産指数計	一三七	一二三	一二六	一二八	一三〇	一三一

ジャーナル・オブ・コマース紙リユーデイツク編集長は頃来の景気回復が景気変動に基く上昇(cyclical upturn)というよりもむしろ自動車生産を中心とする季節型の変化(shift in the seasonal pattern)に負うところが尠くないとし、そのため今後その継続的上昇は期し難いと指摘している。もつとも明秋の大統領選挙を考慮すれば急激な景気変動を避ける意味からも、現在の好調部門の活動を若干早目に引締めて景気をなだらかな横這に移らしめるといふ政策がとられるものと予想し、連邦政府当局の態度に関心を払っている。

連邦準備制度理事会では一般経済活動がなお上昇線を辿りつつあるものとし、とくに当面抵当貸付の急増に伴うインフレ的要因を警戒して、若干引縮気味(Gentle restrain)の線を維持しつつも、一方経済活動の上昇率鈍化傾向と失業者数の動向をも注視しつつあると伝えられる。抵当貸付の動向は例えば一―四家族(非農)住宅抵当貸付残高は昨年下半年中五六億ドル(前年同期増加三八億ドル)と著増をみており、しかも昨夏来政府保証の拡大と高収益によつて貸出条件の緩和、返済能力査定基準の緩和或はオープン・エンド方式(返済の過程において返済元本相当額まで更に貸付を行い、かつ事情に応じて返済期間の延長を認める方式で資金の使途を住宅改善に限定しない)の漸増等の諸傾向に将来を危惧する向もあり、更には起債市場への圧迫懸念等からして大統領に住宅金融に対する質的規制の権限付与の必要を指摘する見解もみられるに至っている。失業の動向については景気の回復に伴う就業者の増加傾向も、増加しつつある労働力を吸収し尽すまでには至らず、失業者数は本月三三三万と横這い(前月三三五万)ながら雇用五九九万と前月の六〇二万、前年同期の六〇一万に比し若干の減少をみせている。

月間の金融市場は連邦準備当局のかかる態度と資金需要の増加傾向により前月に引続き堅調に推移し、財務省証券発行利廻りも月央の一・一三〇%から月末の

一・四一七%の水準を示している。加盟銀行の自由準備(Free Reserve)過剰準備から連邦準備銀行借入金を除いたものも月初の一五四万ドルから月央には二八二万ドル(前月及び前々月平均三三四億ドル)まで回復しているが、十六日に終る週間には準備銀行における取立未済手形残高二八二万ドルの増加(信用増加要因)に対し政府証券保有高に二八四万ドルの減少(信用収縮要因)がみられるなど、加盟銀行の貸出余力の増減に対する連邦準備当局の慎重な態度が窺われる。

株式市場では十一日工業株三〇種平均四一三・九九ドル(史上最高)、二十三日鉄道株二〇種平均一四九・五八ドル(一九三〇・四・二五来最高)などを記録、のち英蘭銀行の公定歩合引上の報に若干反落気味の裡に越月したが、この間フルブライト上院銀行通貨委員会では愈々来月上旬から頃来の株高の原因究明を試みる予定で各界より注目されている。これと関連して十三日同委員長は連邦準備制度理事会のサンプル調査の結果として現在加盟銀行貸出残高約六〇〇億ドルのうち株式・証券担保貸出は七二・四五億ドルでその約一二%を占めていたと発表、注目された。もつとも右計数は株式金融の規模を直接表わすものではなく、また一九二八―二九年の約一一〇億ドルに比して過大ではないとの見解も表明されている。

かかる経済動向の中にあつてパージエス財務次官は九日現政府が予算の均衡を達成しえなかつたのは国防力維持或は景気対策等に関する現実的な配慮の結果であるとのべ、均衡予算達成が依然として政府の究極的の目標である旨を披瀝した。二十二日議会に送付された公路教書はこれに先立つ八日の学校教書と並んで今後数年にわたり建設部門において巨額の支出を伴う大規模な提案を内容とするものであつて、ここにも前記「現実的な配慮」の一端が示されているとみられよう。

何れにしても当面の政府の財政経済政策自体が重要な景気支持要因の一つとみ

られており、各方面から種々の見解が表明されているが、中でも民主党は右兩教書の提案に対してもまだ連邦政府の積極的意図が不十分であるとの意向を明らかにしているのみならず、例えば法人税及び消費税の自動的税率引下一年延長に關する大統領の提案に対しても、關係法案に個人所得税の一律二〇ドル引下案(本人及び扶養家族一人につき各二〇ドルを税額より控除、平年度税収減二〇・九億ドル)を付帯せしめ二十五日大統領の意向を無視して下院を通過せしめるなど注目すべき動きをみせている。

前月発表された総額一五〇億ドルに及ぶ国債借替については、とくに四〇年物長期債の発行をめぐりパットマン下院議員はじめ民主党議員よりそれが經濟安定・株価動向上好ましくからぬ効果を有すると激しい反論が加えられたが、月初三日間にわたる応募受付の結果は次のごとく、現金償還率五・四%と予期以上の好成績を示し、金融市場にさしたる波乱も惹起しなかつたが、これにより市場債の平均償還期限は四年二カ月より四年九カ月となつたと伝えられている。

	旧 債		新 債	
	債	計	債	計
三・一五満期	二% 二〇年物長期債	二六・一一億ドル	三%	四〇年物長期債
同	一% 五年物中期債	五三・六五	二%	二% 年物中期債
二・一五満期	一% 一年物債務証券	七〇・〇七	一% 一三カ月物中期債	一三三・六二
計		一四九・八三	現金償還	一四一・七八
				八・〇五

注 旧二%債は新三%債及び一%債と、また旧一%債及び一%債はそれぞれ新二%債及び一%債とに選振借替。

アメリカ主要經濟指標

	一九五二年		一九五三年		一九五四年			一九五五年	
	一九五二年	一九五三年	十月	十一月	十二月	一月	二月	一九五五年	
消費者價格指數(一九四七—一九四九=一〇〇)(1)	一二三・五	一二四・四	一二四・五	一二四・六	一二四・三	一二四・三	一二四・三	一二三	
工業生産指數(一九四七—一九四九=一〇〇)(2)	一三四	一三四	二六	二九	一〇〇	一三	一三		
個人所得(一〇億ドル)(3)	二七・三	二八・一	二八・三	二八・三	二九・四	二九・七	二九・七	五九・九	
就業者數(千人)(4)	六、二九三	六、九一九	六、一四一	六、七三三	六、六八八	六、〇一〇	六、〇一〇	五九、九三	
失業者數(千人)(5)	一、六七三	一、五三四	二、七四一	二、八九三	二、八三八	三、三四七	三、三四七	三、三八三	
新築高(百万ドル)(6)	二、七五二	二、九三八	三、〇五	三、一五	三、三六	三、三九	三、三九	三、三九	
輸出入額(7)	八九三	九〇六	七六三	八三九	九四三	八七〇	八七〇	八五八	
輸出入額(8)	一、二六六	一、三二二	一、二六四	一、三三三	一、三三三	一、二六	一、二六	一、三三	
製造業在庫(9)	四四、一九〇	四六、七三	四三、八四一	四三、八二	四三、七四八	四三、六四五	四三、六四五		
製造業売上高(10)	三三、〇四六	三三、一七	三三、一四	三三、四	三三、八三七	三三、八三七	三三、八三七		

卸売物価指数(一九四七-一九四九)	111.6	110.1	109.7	110.0	109.5	110.1	110.4
株 価 指 数 (一九三九-一九四〇)	1.95	1.93	2.43	2.54	2.67	2.70	2.81
百貨店売上高指数(一九四七-一九四九)	110	111	113	114	117	118	113
現金流通高 (百万ドル)	101,433	101,741	101,744	101,500	101,509	101,749	*
要求払預金残高	101,508	101,451	101,100	101,100	101,900	101,100	*

(備考) (1)労働統計局調査、(2)連邦準備制度理事会調査、調査分月平均、(3)商務省調査、(4)国勢調査、十四歳以上の労働者、季節的調整なし、一九五四年一月より調査対象変更、(5)商務省および労働統計局調査、(7)商務省、陸、海軍調査、(8)商務省および連邦準備制度理事会調査、(9)労働統計局調査、(10)証券取引委員会調査、普通株二六五種平均、(11)連邦準備制度理事会調査、未調整分、(12)国庫および連邦準備銀行手持分を除く、月中平均額、(13)銀行間預金および政府預金を除く、各月最終水曜日残高、*推定

アメリカ主要商品および株式相場

食 料	一九五〇年		一九五一年		一九五二年		一九五三年		一九五四年		一九五五年		備 考
	六月三十日	十二月三十一日	十二月二十八日										
小麦(一ブツシエル)	21.35	21.83	21.57	21.31	21.66	21.62	21.48	21.72	21.82	21.74	21.74		
玉蜀黍(シ)	1.76	2.19	1.87	1.84	1.83	1.83	1.72	1.72	1.74	1.74			
ライ麦(シ)	1.74	2.14	2.29	1.68	1.74	1.83	1.74	1.74	1.74	1.74			
燕麥(シ)	1.13	1.25	1.07	1.00	1.02	1.03	0.93	0.93	0.93	0.93			
小麦粉(一〇〇ポンド)	6.05	6.40	6.35	6.95	7.30	7.35	7.35	7.35	7.35	7.35			
サントス(セポンド)	4.96	5.33	5.33	6.43	6.7	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5			
コーヒー	29.90	33.90	33.05	50.05	46.40	48.45	48.45	42.30	42.30	42.30			
パヒア・ココ	7.70	8.25	8.65	8.65	8.65	8.65	8.65	8.55	8.55	8.55			
砂糖	5.90	8.33	6.7	6.6	6.00	5.8	5.8	5.78	5.78	5.78			
バター	1.60	1.53	1.67	1.66	1.60	1.58	1.58	1.58	1.58	1.58			
ラード	1.27	1.54	1.45	1.82	1.39	1.39	1.39	1.37	1.37	1.37			
金 属													
鉄(一ト)	49.94	57.11	59.75	61.25	55.16	55.16	55.16	55.16	55.16	55.16	ファイラデルフ		
鉄(ト)	53	56.30	59	62	64	64	64	64	64	64	イア		
屑鉄	42	44	44	33	37	37	37	37	37	37	ピッツバーグ		

電気銅(七ポンド)	二二三	一二四	二四	二九	三〇	三三
アルミニウム(一ポンド)	一七	一九	二〇	二一	二二	二三
アンチモニー(一ポンド)	二六・二八	五二・四五	三六・四七	三〇・四七	三〇・四七	三〇・四七
鉛(一ポンド)	一一	一九	一四	一三	一五	一五
水銀(七六ポンド)	七五	二二	二一	一八	三二	三二
亜鉛(七ポンド)	一五・七二	二〇・三八	一三・三三	一〇	一一	一一
海峽錫(一ポンド)	〇・七八	一・〇三	一・二一	〇・八五	〇・八八	〇・九一
綿花(セポンド)	二四・七九	四二・七五	三三・六〇	三三・七五	三五・一〇	三五
プリント(セヤード)	一五	一六	一五	一四	一四	一四
その他						
ゴム(セポンド)	三一	五二	三四	二〇	三四	三〇
皮革(一ポンド)	二五	二五	一八	一四	一一	一一
原油(一バレル)	二・五一	二・五一	二・五一	二・七六	二・七六	二・七六
株式市場						
工業株(三〇種平均)	二〇九・〇八	二六九・二三	一九一・九〇	二八〇・九〇	四〇四・三九	四〇八・八三
鉄道株(二〇種平均)	五二・二四	八一・七〇	一一一・二七	九四・〇三	一四五・八六	一四四・三四
公共株(一五種平均)	五〇・六四	四七・二二	五二・六〇	五二・〇四	六二・四七	六二・〇二

(備考) 特記したものはニューヨーク標準相場

(2) 学校教書及び公路教書

大統領は八日及び二十二日学校及び公路の二問題に關しそれぞれ特別教書を議會に送付したが、何れも向う数年間にわたり連邦・州・地方の各政府による巨額の支出を伴うものであつて、その経済全般に及ぼす影響に鑑み各方面より注目さ

れた。

まず学校教書は各州の校舎建設に対し連邦政府の向う三年間にわたる貸付九億ドル、贈与二・二億ドル、計一一・二億ドルについて議會の支出承認を要請したものであつて、これにより左の通り同期間に二〇万教室総額七〇億ドルの校舎建

設が促がされると見込まれている。

1 校舎建設のための地方学校債が妥当な利子率(二・五%見当とされている模様)では発行不能の場合に、連邦政府が州政府と共同してこれを購入する。所要資金七・五億ドル。

2 州校舎局 (state school building agencies) 資金を借入れ校舎を建設し、これを学校区に貸与して資金を回収する州単位の機関) による校舎建設を促進するため、その設立資金の一部を連邦政府が州政府と共同して貸与する。所要資金一・五億ドル。

3 校舎建設資金調達不能の学校区に対し連邦政府が州政府と共同して所要資金を贈与する。所要資金二億ドル。

4 校舎対策に関する会議の開催費等州の関係行政費の半額を連邦政府において負担する。所要資金〇・二億ドル。

校舎不足の現状は近年における就学児童数の増加に鑑み過去五年間に七〇億ドル、本年更に二〇億ドルの建設がなされているにも拘らず、なお現在三三万教室に上り、向う五年間には更に七二万教室が必要とされ、この所要資金は約四〇〇億ドルにも及ぶと称せられている。右教書の線に沿って直ちに関係法案が議会に提出されているが、民主党ではかかる計画を不充分とし、すでにヒル上院労働教育委員長より二年間に一〇億ドルを贈与する案が準備されているといわれている。

次に公路教書はハイウェイ拡張・改善に関し昨年来全国知事会議、全国ハイウェイ計画に関する大統領諮問委員会 (President's Advisory Committee on a National Highway Program) ルンズ・クレイ氏を委員長とする) 及び商務省公道局 (Bureau of Public Roads) において夫々研究されてきた成果を綜合し議会の検討を求めたものであつて、その内容は次の通りである。

1 計画の規模は州際公路計画、第一及び第二ハイウェイ網並びにその他公路の近代化に対し向う十年間総額一、〇一〇億ドルを要する。

2 総額のうち連邦政府は約三〇%を負担し残部は州及び地方政府が調達する。

3 連邦政府は主として最も重要な幹線たる州際公路計画の所要資金を負担し、

このため十年間二五〇億ドルを支出する他、第一及び第二ハイウェイ網並びにその他公路計画に対する現行支出を継続(十年間総計六二・二五億ドル)する。

かかる巨額の計画に着手する理由としては、①交通事故の防止(損害推定年間四三億ドル)、②車輛経費の軽減(年間推定五〇億ドル)、③非常事態下の緊急待避、④交通地獄の緩和(一九五三年現在五六万車一〇年後には八百万車)等の必要が挙げられているが、当面議会における主要問題となつてゐるのは資金調達方法とくに連邦政府の場合におけるそれであつて、大統領は計画の独立採算を建前とする態度を示し、経常的収入で賄われる部分以外については現行の債務負担限度の適用範囲外の特別の長期債(クレイ報告によれば約二〇〇億ドル、三〇%三〇年物で、新設の連邦ハイウェイ公社に発行せしめるもの)の発行を示唆しているが、すでに民主党バード上院歳入委員長はこれを不健全なりとし、二〇〇億ドルの長期債に結局一一五億ドルの利払を要する点、或は債務負担限度外とするところが公路計画のみならず学校・病院、公共保健等その他の計画にも適用される途を拓き無限の支出を招く恐れのある点などを挙げており、今後における審議の成行が注目される。

(3) 最近の住宅事情

景気の後退阻止と回復に重要な役割を演じてきた「住宅建築ブーム」はなお持続しているが、最近に至つて漸く今後における動向に関心がよせられるに至つた。その理由は主として現在の住宅建築速度が新世帯形成の速度を大きく上廻つてゐるといふ事実に基づくものであるが、ウォール・ストリート・ジャーナル紙は主要十四都市の銀行家ないし専門家につき調査を行つた結果、住宅建築活動の低下を予想する向が漸次増加しつとあると報じている。

いま戦後における新世帯形成数と新住宅建築数の推移を対比すれば次表により明らかになごとく終戦直後と現在との間において対照的な動きをみせている。すなわち新世帯形成数は一九四八年に早くもピークに達し前後五年間一百万件の線を続けた後一九五二年以降これを割つて急速に下降している反面、非農住宅着工数は一九五〇年をピークとし昨年まで連続六年間一百万戸以上を維持している。右

のごとき両者の不均衡の増大傾向から、「新世帯は住宅ほど早い速度で形成されていないし、出生率が増加したところで子供が住宅を買うわけでない」とし、た

とえ目先数カ月住宅建築が現在のペースを続けるとしても、年内、或いは明年初以降に低落しようと予測する向が生じてきたことが注目される。

	一九四六	一九四七	一九四八	一九四九	一九五〇	一九五一	一九五二	一九五三	一九五四	一九四六一 五四計
新世帯形成	七一一	一、一五一	一、五八二	一、三八七	一、四八五	一、〇二二	九〇〇	八〇〇	六〇〇	九、六二八
新住宅着工	六七一	八四九	九三二	一、〇二五	一、三九六	一、〇九一	一、二二七	一、一〇四	一、二二〇	九、四一五

(単位 一、〇〇〇)

右表に窺われる住宅飽和傾向は貸家、売家の広告数の増加、空室率の上昇、中古家屋の価格低落等においてすでにその兆しをみせはじめれており、とくに質において劣るアパート或は家屋についてこの傾向が多くみられるといわれ、また「頭金不要の長期貸付がみられるということからして住宅は飽和点にあるにちがいない」(ポートランド・ファースト・ナショナル銀行副頭取)との見解も示されている。

- 1 輸入量の皆無ないし極少量の輸入品に対する関税率を一方的に一九四五年一月の水準の半に引下げる権限を大統領に付与する規定を削除した(互恵的にこれを引下げる権限は残されている)。
- 2 本法が国内農産物価格支持計画の遂行に必要な輸入制限を排除するものではないことを明確化した。
- 3 本法の可決は議会のガットに対する承認を意味しない旨を明記した。

かように「住宅建築ブーム」の終焉を予測する向に対しては勿論論からぬ反対論がみられる。樂觀的な見解は昨夏の住宅法改正による融資条件の緩和による刺激をはじめ、現存住宅の改善に対する必要ないし要求、南部或は南西部の工業発展地域への、または都市近郊への人口の移動、所得水準の上昇等の諸事情こそが住宅に対する根強い需要の主因であるとしており、一部には向う四―五年或はそれ以上に亘つて市場は年々一・二―一・三百万戸の新住宅を消化しようとする向もみうけられる。何れにせよ住宅建設が目下景況回復に対し果しつつある役割が大きいだけに今後当分の間その成行を注視する必要がある。

(4) 互恵通商協定法改正案の下院通過

下院は十八日互恵通商協定法改正案(いわゆるクーパー法案を左の修正を除けば殆んど原案通り可決、上院に送付した。同改正案は周知のごとく大統領の対外経済計画の根幹をなすものであつて、保護貿易派から強力な反対が示され、その成否は内外の関心を集めていたものである。下院においてなされた修正の主要内容は概ね次のごときものであつた。

しかしながら議事手続をめぐる採決(前後三回に及び最終回には一九三票対一九二票)ないしリード動議の採決(二〇六票対一九九票)を通じて明らかのように本法案に対する議会反対派の数が与・野党を通じ意外に多数であり、同時にまたかかる反対派議員の選出地域は全国にわたるものであつた。したがつて本法案の上院通過に關してはなお予断を許さないものがあり、正式成立をみるに至つた後

においてもその運営に関する諸問題について、或は対外経済関係の爾余の法案の成否について必ずしも棄観しえないものがある。

(5) その他

1 銀行合併

一月発表されたチエーズ・マンハッタン合併計画に引続き、本月十五日バンク・カーズ・トラスト・カンパニー及びパブリック・ナショナル・バンク&トラスト・カンパニー・オブ・ニューヨークの合併計画が発表された。昨年末現在の計数によれば合併により資産二八億ドル、預金二五億ドル(全国第八位)、支店数四三(他にロンドン支店)を有する銀行が発足することになるが、行名は引続きバンク・カーズ・トラスト・カンパニーと称せられる予定である。なお右合併計画は両行の株主総会における承認を経て正式に決定される。

頃来の銀行合併の背景として一般産業の急速な発展に伴う資金需要増及び一般大衆との銀行取引増加等の事情が指摘されているが、連邦準備制度理事会の発表によれば昨年年間の銀行合併は二〇七件(一九五三年一一六件、一九五二年一〇〇件)に上つたといわれ、現在ニューヨーク州のみでも一九九件の合併計画が進行中と伝えられている。特に最近では大銀行間の合併傾向が注目される。

2 二大労働組合合同

米労働総同盟(American Federation of Labor—AFL)及び産業別組織会議(Congress of Industrial Organizations—CIO)の二大労働組合の最高幹部は九日マイアミにおいて両者の合同に関する協定に調印した。前者は一〇百万、後者は五百万の労働者を傘下に擁する米労働界の主流であり、その合同問題はCIOが一九三五年AFLより独立して以来の懸案であつたが、右の合同計画が実現すればその影響は他の独立系労働組合ないし未組織労働者に対してのみならず、広く政治的経済的諸分野に及ぶものとして注目されている。

今回の協定によれば年末までに合同大会を開催してこれを正式に決定し、その後二年間に漸進的に下部機構の合同を図るものとされ、CIOは現組織のま

ま一括して新機構の一部局となり、ルーサー現CIO会長はこの部局の統轄に当り、全組織の会長としてミーニー現AFL会長が就任する予定といわれている。

各方面では右合同に関し「労働独占」の傾向を警戒し、或は組織内部の統制力の寛厳ないし指導方針に注目しているが、政府としても差当り独占禁止法を適用することなくその成行を注視する態度をとつている模様である。

(二) カナダ—公定歩合引下げ

十四日カナダ銀行(Bank of Canada)は公定歩合を従来の二%から一%に引下げの旨を発表した。過去の公定歩合の変更は第二次大戦後の経済的過渡期における金融緩和を目的とした二%から一%への引下げ(一九四四年二月八日実施)、朝鮮動乱後の世界的インフレ傾向に対処すべく金融引締を理由とした一%から二%への引上げ(一九五〇年十月十七日実施)に次いで今回は三回目の公定歩合変更に当る。

元来カナダでは市中銀行たる特許銀行(Chartered banks)の中央銀行信用依存度は皆無に近いため、公定歩合の金融規制手段としての直接の意義は比較的小さく、過去の公定歩合の変更も今後の金融政策の方向を示唆する単なる心理的要因としての意味を有するに過ぎなかつた。

カナダ銀行発表による今次引下げの理由としては過去一年有余に亘り財務省証券、その他短期国債廻りが著しく低下し、現行公定歩合と短期金利水準との妥当な関係が失われるに至つたこと(別表参照)、従つて当面この関係を調整することにより将来必要に応じて随時これを変更する等金融市場に対する規制手段としての公定歩合本来の機能を回復することに在るとされる。

因みに従来のカナダの中央銀行金融政策は公開市場操作、中央銀行と特許銀行との間の紳士協定による融資規制が主であつた、昨年のカナダ銀行法改正により同行は特許銀行の預金債務に対する支払準備を法定最高限度二%、最低限度八%の範囲で変更し得ることとなり、従来最低五%(実際には一〇%平均が慣行的に行われた)と規定されるに過ぎず、単に預金者保護的措置であつた支払準備制度が今後は金融政策の一つとして行われることとなつた。

経済情勢調査(その三)

而も所謂金融市場なるものの欠如が金利政策の有効性は勿論のこと、公開市場操作の効果を半減する結果となり、斯かる事態の是正のためには短期国債についての金融市場育成の必要が漸く望まれるに至り、種々の措置が採られてきた。

昨今の短期市場は短期外資の導入に加え昨年来の景気不振に基因する資金需要の減退もあり、何れかといえば飽和状態を呈し、前月末のコール金利は 8% と昨年六月市場開始以来の最低を示すに至り、他方米国の金利上昇気配からカナダの短期資金の国外流出を招来、これがカナダ・ドルの最近の軟調の原因とされる状況である。かかる状況にも拘らず、なお公定歩合の引下措置が採られたことについては従来カナダ・ドルの対米ドル・プレミアムの存在がカナダの輸出にとつて好ましからざるものとの見方も行われてきたこともあり、一部には右により対米ドル・プレミアムの縮小をねらつたのではないかと観測が行われたが、当局はこれを否定している。何れにしても今後のカナダの金融政策の動向は注目しよ。

(別表)

カナダの短期金利

年	月	特許銀行コール			(注) 財務省証券	
		日平均	最高	最低	三カ月	九カ月
一九五三年	二月				一・四七	二・三六
	三月				一・五一	二・三三
	四月				一・五三	二・四四
	五月				一・五七	二・四五
	六月				一・六九	二・五三
	七月				一・七五	二・五七
	八月				一・八一	二・六三
	九月				一・九一	二・七三
	十月				一・九四	二・七五
	十一月				一・九〇	二・七三
	十二月				一・八八	二・六五
	一九五四年	一月				一・八六

年	月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一九五四年	二月											
	三月											
	四月											
	五月											
	六月											
	七月											
	八月											
	九月											
	十月											
	十一月											
	十二月											

(注) 入札平均利息

四、西欧諸国

(一) 英国——公定歩合再引上げ

英蘭銀行は二月二十四日公定歩合を 3% から 4% に引上げたが、その背景としては金ドル準備の悪化が挙げられる。結局金ドル準備は二月中入二百万ドルを減じて残高は二、六八一百万ドルとなり、前年同期比なお一億ドル上廻つてはいるものの、前年三月の水準を下廻るに至つた。かかる金ドル準備の不勢は、根本的には英国及び海外スターリング地域の貿易収支の悪化に基因するものと考えられるが、これを映じてポンドの過剰傾向が現われ、特に振替可能ポンドの軟化に伴つて安い振替可能ポンドを利用する西欧大陸貿易業者の迂回取引(シヤンテイング)が活潑化したことが指摘されている。(註一)

二月中金ドル準備の増減 (単位 百万ドル)

年	月	米國援助対EPU		対その他EPU		計	残高
		地	域	債	務		
二月	中	(+)	一五	(+)	六	(+)	二一
	中	(+)	三	(+)	七	(+)	一〇
前年	同	(+)	三	(+)	七	(+)	一〇
	中	(+)	三	(+)	七	(+)	一〇

かくしてニューヨーク市場におけるポンド為替相場は前月の公定歩合引上げ後も左の如く回復を示さず、当局は現物相場が最低値の二・七八ドルまで落ちるのを

回避するため屢々買支えを行ったが、これが金ドル準備減少に拍車をかけたものと見られ、更に今回の公定歩合引上げと同時に振替可能ポンドの買支えを行う態度に出たことも一部響いているものと見られている。

ニューヨーク市場におけるポンド売買相場 (単位ドル)

	一月二十六日	一月三十一日	二月二十一日
現物相場	二・七八一 $\frac{1}{2}$	二・七八一 $\frac{1}{2}$	二・七八一 $\frac{1}{2}$
三カ月先物相場	二・七八一 $\frac{1}{2}$	二・七八一 $\frac{1}{2}$	二・七七七 $\frac{1}{2}$
振替可能ポンド相場	二・七二一 $\frac{1}{2}$	二・七一三 $\frac{1}{2}$	二・七一三 $\frac{1}{2}$

反面においてポンドの現先相場の開きの拡大(註二)から英国の金利割高によりホット・マネーが流入しつつあることも窺われるので、前記金ドル準備減少の要因は実際の減少額が示す以上に大きなものであったことが推測される。

(註一) ドルとの交換性を附与されていない振替可能ポンドに對ドル相場が立つことは本来ならば英国の為替管理当局として認め得ない処であるが、事实上はニューヨーク、チューリッヒ等で相場が立つており、特に昨年三月の振替可能勘定地域の拡大及び資本勘定振替の自由化の際にニューヨーク連邦準備銀行より市中銀行に對して振替可能ポンドの売買を行つても差支えない旨の通知が出されたことは英国の当局が略々これを黙認する態度を明かにしたことに基くものと解されている(ニューヨーク市場のこの種ポンドの取引額は一日平均七〇〇千ポンドといわれる)。この相場が現物相場と二%以上の開きを生ずると錫、ダイヤモンド、毛皮等についての迂回貿易(コモディティ・シヤンティンク・デイル)が可能となり最近迄の如く約三%も開いているとそれが行われる余地も一層大きく、之によつて英国は得べかりしドル収入を軟貨収入に代えられ、国際金融及び商品取引におけるロンドンの地位並びにそれに伴う手数料収入を振替可能ポンド相場の上つ市場ないしはそれを扱う業者に奪われ、更には安いポンド相場の存在によつてポンドの信用が失墜しつつあることが指摘されるに至つた。なお錫の商品市場については月央にドル地域向けに輸出するものはドルで買

わねばならないとする制限を課したが、この最終的な送先を確認することは技術的にかなり困難といわれている。

(註二) 米国の資金が英国の藏券に投資される場合通常先物でポンドを売りカパーをとるため先物相場と現物相場の開きが拡大すると見られている。

一月中の英国の貿易は左の如く前年同期に比して輸入は一八%も上昇し、前年十月より本年一月までの月平均輸入額においても入%を増加し、反面輸出は前年同期に比して一月中一%の増加、十一月平均では僅少なから減少を見せ、これがために入超額は著しく増大している。この様な貿易収支の悪化はゴム、毛皮、鉄鋼、非鉄金属等輸入品の価格上昇による交易条件の悪化(一九五四年平均二〇〇とすれば一月の輸入価格指数は一〇四で十二月比二%、前年同月比六%の上昇、輸出価格指数は一月一〇〇で十二月及び前年同月と変わらず、従つて交易条件指数は一月一〇四で十二月比二%、前年同月比六%の上昇)及び食糧、タバコ、非鉄金属、石炭等一般的な輸入量の増加によるものである。

英国の貿易収支 (単位 百万ポンド)

年	一 月 中		自前年十月至一月月平均	
	輸 出 (f o b)	入 入 (c i f)	輸 出 (f o b)	入 入 (c i f)
一九五五年	二五・九	三三・三	二七・一	三〇・〇
一九五四年	二二・九	二八・二	二七・八	二七・〇
			四八・三	三九・三

右の如き事情、特にポンド相場が季節的には強調に転ずべき時期に入つているにも拘らず依然軟調を脱していないことから公定歩合の再引上げの予測が証券市場等に強く、そのため中旬以降公定歩合引上前日の二十三日までに株価は急落した(フイナンシャル・タイムズ指数八%の低下)。エコノミスト誌(二十六日)は之を証券市場の第六感が働いたものとしているが、一方英蘭銀行と直接借入取引等を行う割引業者は前月の公定歩合引上後の四回に亘る大蔵省証券の入札においては略々一定の入札レートを維持し、十九日以降二十三日まで連日公定歩合による懲罰的な貸付が行われたこと(註三)のため一部コール・レートは公定歩合と同率となつた。なお十九日頃に公定歩合再引上げに関する英蘭銀行と大蔵省の見解

が一致したとも伝えられる)に対しても公定歩合の機能を有効にするためオペレーションによる買入を厳格にしたものと解していた。

以上の如き情勢下に二十四日公定歩合が一%引上げられ、また下院においてパトラー蔵相により政府の新たな対策が発表されたのであるが、政府のとつた措置は次の如くである。

(1) 賦払購入の制限 パトラー蔵相は国内需要抑制のために賦払購入を制限することを明かにした。

(イ) 商務省令の賦払購入及び信用販売契約(統制)令(Hire-Purchase and Credit Sale Agreements (Control) Order, 1955)によつて賦払購入及び信用販売を二十五日よりラジオ、テレビ、蓄音器、洗濯機、真空掃除機、冷蔵庫、乳母車、写真機、宝石、時計、家具、絨毯、自動車、自転車、モーター・サイクルについては期間二年以内、調理器、ヒーター、洗濯用大釜については期間四年以内とし、頭金はすべて現金価格の一五%以上とした。この制限は昨年七月まで商務省令で行われていた頭金 $\frac{1}{2}$ 以上、期間十八カ月以内という制限及び家具、ラジオ等における実際の条件頭金一〇%、期間二年というのに比してそれ程厳しいものとはいえない。唯適用範囲に商業用車輜、公式馬車、事務所用機械・調度品を含まない反面家具、調理器、写真機、宝石を含み、特に家具の賦払購入が多い現状から適用範囲は拡大されたものとされている。

(ロ) 資本発行委員会及び市中銀行が賦払購入に関する金融に対して一層制限するようパトラー蔵相よりの要請が行われた。従来からも賦払購入金融会社の増資、起債、借入について特にそれが消費の増加を来すものについては形式的には一応制限されて来たのであるが、実際の取扱はこの消費を増加せしめるものと否との区別が困難であり、またこの種統制の必要が稀薄になつて来たためかなり緩和され、賦払購入金融会社の増資、起債、借入は特に昨秋来増加したと見られている。

(2) 振替可能ポンド支持オペレーションの承認 パトラー蔵相は、為替平衡勘定当局者に対してその一般的為替政策遂行上の立場を改善し、且つその金ドル準備を一層適切に使用し得る様にするため、貿易業者及び金ドル準備に害を及ぼす様な安いポンド相場立つ為替市場において、自由に操作する権限を与えた。これが振替可能ポンド相場と公認市場の対ドル相場との開きを縮小せんとする意図に基いて行われたことは明かであり、この発表後直ちにニューヨーク市場における振替可能ポンドの買支えが行われたと伝えられている。

パトラー蔵相は右措置の説明に當つて「英国経済が根本的には戦後の如何なる時期よりも強力となつていくこと、また工業の基礎は健全であることを留意しつつも、過度の国内需要を抑制する措置によつて生産の増加に伴う輸入の増大を輸出増加と対応する程度に止めることが必要と考えられる」と述べ、翌日の全国生産諮問協議会においては「必要な政策の転換」を行つたことを明かにするとともに「英国貿易の基本的立場は健全であるが輸入の増加はそれに応ずる輸出の増加を見るのでなければ許されない。貿易拡大の鍵は国内経済の健全な状態にある」と述べた。また下院において労働党議員よりの輸入制限を行うべきではないかとの批判に対しては「輸入制限は増加を必要とする英国の輸出に報復措置が加えられることにならう」と答えた。エコノミスト誌(二十六日)はポンド相場の軟化に対して交換性を回復してレートを統一する方法と為替管理及び商品市場の統制を嚴重にする方法の二つの対策が考えられたが、政府は稍々第一の方法に近い妥協的方法を執つたものと見ている。

公定歩合の引上げによつて市中金利は左の如く略々一%上昇、特に大蔵省証券入札レートは一%近くも上昇を示し、証券市場もその引上率が大幅であつたことから一時は著しいシヨックを受け、発表当日には公債三%、工業株四%(いずれもフィナンシャル・タイムズ指数による)の急落を見せたがその後月末にかけて回復に向つている。ポンド為替相場は三月二日には現物が二・七八%へ、又振替可能ポンドは二・七五%へと回復した。

市中金利の上昇

二月二十三日	コール・レート 登日物	銀行引受手形 二―三ヵ月	一流商業手形 三ヵ月	大蔵省証券 平均入札レート	通知(七日)預金 利率	当座貸越 率
二月二十五日	二番―三番	三%	四―四%	三%	二%	四―六%
	一番―三%	二%	三―三%	二% (註)	一%	三―六%

(註) 二月十八日入札時のレート

今度の措置は公定歩合が一九三二年以来最高の率まで上げられたことから、一時的には極めて大きなショックを与えたが、タイムズ紙(二十五日)が一九五一年秋の危機に比すべきものでないこと、基本的には英国経済が強力であるとしつつも不健全な事情が拡大しないように最初の徴候によつてパトラー蔵相が早期に手を打つたものであること、輸入制限その他の直接統制を回避すべきことを説き、またフィナンシャル・タイムズ紙(二十五日)が公定歩合が早期に引上げられた結果今後は引下げの予測ができること、そのために一般的な不安が取除かれたとしている如く、比較的穏かな反響を見せている。公定歩合が著しく高くなつたことは統制の撤廃によつて金利政策の役割がそれだけ大きくなつたことを示すものであろう。振替可能ポンドの支持オペレーションを為替平衡勘定当局が行う様になつたことについてはフィナンシャル・タイムズ(前掲)はポンド・レートの一本化、交換性回復の時期を早めたものと見ており、ステイテイスト(二十六日)も公定歩合の大幅引上げと振替可能ポンドの買支えが将来の交換性回復に対して準備措置となることを指摘し、エコノミスト(前掲)もこの措置が事実上一部の交換性を支持していることを認めている。右の如き論調がいずれも政策の防衛的な面許りでなく輸出を増加せしめ、ポンドの価値を高めんとする積極的な面をも指摘していることは特に注目される処であらう。英国及びスターリング地域の国際収支の見透しはなお予断を許さないが、英国としては茲当分は輸入は制限せずに輸出の増加に特別の努力を払つて行くものと

認められる。

一九五五年度(四月より)の国防費及び民政費の歳出予算が発表され、未発表の既定費を前年度と同額と見れば(註)実際には今次公定歩合の引上げによつて、更に引下げの見込が生じない限り国債利子は五千万ポンド以上の増加が予測される)経常歳出総額は四、五二五百万ポンドとなり、一九五四年度予算(当初予算四、五二三百万ポンド、改定予算四、五三八百万ポンド)と略同額であるが、その実績が兵器の切換えに伴う国防費支出の減少等で約二億ポンド予算を下廻ることが予測されているため、この実績に比較すれば二億ポンドの増加となる。民政費は前年度当初予算に比し六一百万ポンドの増加で、その内訳では国民保険費と食糧省の補助金及び貯蔵費が増加している反面、戦略物資貯蔵費及び供給省、運輸省、動力省等の補助金の支出の減少が指摘されている。国防費は前年度当初予算に比し六一百万ポンドの減少で、その内訳は左の如く空軍費が僅かに増加した以外はいずれも減少している。なお政府は国防費の発表とともに国防白書において水素爆弾の製造開始、原子力戦争に対する国内防衛態勢の整備、兵力を本年四月八四五、八〇〇人、明年四月八二三、三〇〇人、一九五六年四月七八八千人と逐次減少せしめていく方針を明かにするとともに、一面原子兵器以外の兵器の必要性もあること、兵器生産が今後は高度に複雑な過程を要し大量生産的でなくなることを指摘している。

国防費予算内訳

(単位 百万ポンド)

各省別内訳		一九五五年度	一九五四年度	費途別内訳		一九五五年度	一九五四年度
海軍		三四七・〇	三六七・〇	兵器生産及び研究		六六三・八	七四八・〇
陸軍		四八四・〇	五六一・〇	米 国 援 助		四三・〇	八五・四
空軍		五四〇・四	五三七・〇	純生産、研究費(援助差引)		六二〇・八	六六二・六
供給省		一四七・五	一五一・〇	給 料		四五一・五	四四一・一
国防省		一八・三	二二・九	供 給 費		一六四・〇	一八三・三
国 計		一、五三七・二	一、六三九・九	事 業 費、賃 借 料		一四三・一	一五五・六
米 国 援 助		四三・〇	八五・四	行 動 費、そ の 他		一一四・八	一一一・九
純 計 (援助差引)		一、四九四・二	一、五五四・五	計 (援助差引)		一、四九四・二	一、五五四・五

右の如き歳出に対して、歳入面では租税の自然増収が見込まれるため経常勘定では三億ポンド以上の黒字(一九五四年度予算では一〇百万ポンドの黒字)が予測されるが、この全額が資本勘定の赤字(約四億ポンドの見込み)に充当されるか、或いは一部は減税に振向けられるかが注目される。最近の英国経済の悪化傾向から見ても一頃に比し減税期待は稍々薄らぎつつあるかに窺われ、タイムズ紙(二月二十二日)は歳出予算を検討した後に「減税は心理的な意義において貴重なものではあるが、現在は消費者に多額の購買力を与え得る時期とは見られない」と述べている。

(二) フランス—マンデス・フランス内閣の瓦解とフォール内閣の発足

A 政変と経済政策の方向

五日マンデス・フランス内閣は北アフリカ政策の信任投票に敗れ在任七カ月半で遂に瓦解した。マンデス・フランス首相は昨年六月組閣後僅か一カ月にして懸案のインドシナ停戦に成功、内には経済再編計画の実施、特別権限法の成立等着約を実現、更に今後の施策が期待されていたが、今回退陣を余儀なくされた理由としては左の諸点が考えられる。すなわちその経済再編計画による整理対象となつた中小企業者の反感、アルコール政策に対する業界の反対、特にこれにより大きな影響を受ける甜菜栽培業者、葡萄栽培業者、砂糖製造業者等の反政府

運動、インドシナ独立に伴う独占的海外市場の喪失に対する不満(紡績業界が中心)等経済問題に基づく反マンデス・フランス気運が次第に濃化して来た点である。更には懸案のバリ協定は昨年末漸くにして国民議会の承認を得たもののマンデス・フランスに対する議会の支持はその後急速に失われるに至り、二月分暫定予算も拒否され、遂に、二月五日北アフリカ政策の審議に際し左右両派の反対に逢つて信任投票に敗れ退陣を余儀なくされるに至つた。

後継内閣の組閣は昨年十二月施行を見た改正憲法による初のケースとして注目されたが、右改正により首班の信任投票には閣僚名簿の提出を要することとなつたため、夫々異つた政綱、利害関係を有する各党派からの閣僚人選は困難を極め単純過半数で信任を獲得し得ることと改められたにも拘らず、ピネー(独立共和派)、フラムラン(人民共和派)は相次いで組閣工作を断念、ピノー(社会党)は信任投票に敗れ、漸く二十三日に至りエドガー・フォール(急進社会党)により十九日にわたつた政治的空白に終止符が打たれた。

新首相は国民議会における信任投票に際し経済政策の目標として次の四項目即ち、①生産指数—一九五四年平均一五三(一九三八—一〇〇)を一八〇に引上、②生活水準—少くとも七%引上、③農村所得—少くとも七%増加、④国際収支—外国援助なしに均衡、をかかげ明年六月迄にこれが達成を期することを明らかに

した。右は基調に於て新首相が蔵相として昨年二月以来実施して来た所謂十八カ月計画と大差ないものと見られる。

一方当面の諸問題については、①増産と国民生活水準の向上とを結び付け、四月には予定通り第二回の貸銀改訂を行うこと、②六月一日迄に税制改革の推進に關する計画を発表すること、更に③農村対策として農業生産コストの低下を図ると共に、近く主要農産物保証価格表を発表し、農村所得の安定増大を図ること等の諸点を明らかにした。

なおフォールは右政策を強力に推進する為、政変により一応無効となつた特別権限法についても四月末迄の延長を求めざる意圖と伝えられる。

B 一般経済情勢と新内閣の課題

フランスの一般経済情勢は引続き順調な進展を示している。最近改訂された生産指数によれば皮革、石炭、製紙部門の生産上昇を主因として工業生産は既に昨年十一月一六六、十二月一六八と暫定数字を上廻る結果を示し、経済再建十八カ月計画(目標一六五)は八カ月早く達成されたことが明らかにされた。生産は其後も順調な増加を見込まれており明年六月迄の増産目標も必ずしも過大なものとはいえない様である。また二月の物価指数(一九四九年基準)は卸売一三五・一(前月一三五・五)、小売一四五・〇(前月一四五・三)とそれぞれ前月比微落した。貿易収支の面でも一月の赤字は一億フランに止り、前年同月の三〇八億フランの赤字に比較して著しい改善を示しており、特に二月のEPU収支は黒字一七・三百万ドル(前月六・三百万ドル)と昨年十月黒字に転じて以来の最高を記録した。

最近の物価、生産、並びに雇傭状況

	十二月	一月	二月	前年二月
卸売物価指数 (一九四九年=一〇〇)	一三五・二	一三五・五	一三五・一	一三七・八
小売物価指数 (一九四九年=一〇〇)	一四四・九	一四五・三	一四五・〇	一四四・一
工業生産指数 (一九三八年=一〇〇)	一六八・〇	(註)	(註)	一四九・〇
失業保険受給者数 (單位千人)	五五・〇	五七・三	六四・一	七二・三

(註) 工業製品価格の微騰に拘らず食糧品価格の低落を主因として若干低下

た。こうした情勢から政府は一九五〇年米國銀行團に対する総額二億ドルの外債の中、半額一億ドルにつき八月十七日の期日に先立ち三月十五日償還予定と発表した。

然し乍ら右の如きフランス経済の好況も手放しの樂觀を許さない。前述の二月の物価指数微落も農産物価格の低落を主因とするもので、工業製品は逆に微騰しており、特に銅価格が二月一日キロ当り二八二フランと新高値(従来二七二フラン)を呼んだ後、十一日には更に二九〇フランに高騰した外、鉄鋼の二、四多値上り、その他鉛、皮革等主として基礎生産財の漸騰傾向が現われている。また賃銀については一月の時間給指数は五三九(一九四六年一月基準)と昨年一月の五〇〇から年間約八%の上昇を示したのに対し、物価上昇率は年間一%に過ぎず従つて最近における実質賃銀の増大が相当顕著であるにも拘らず、仏労働組合総同盟(CGT)系の組合は新に最低賃銀(時間給)一四五フラン(昨年十月一一五フランから一二一・五フランに改訂)の要求を提出する等、四月に予定されている賃銀改訂に対する組合の圧力は増大の兆を示している。最近におけるフランス銀行ボーガルネー総裁の談話は経済の発展と通貨価値の維持とを両立させ、安定中の拡大のために一層努力を重ねる必要を強調していることが注目され、この様な情勢下にフォール内閣の経済政策は前途必ずしも樂觀を許さないものがある。外交問題に關しても、①パリ協定の早期批准、②その後予定される東西交渉、③仏・チュニジア協定の締結等新内閣の引ついだ難問は山積しており、今後の成行は各方面の関心の的となつてゐる。

資建築活動の活況に依り基礎資財特に建築資材、鉄鋼等の価格が騰貴し、建築資材はここ一年間に五%方上昇、鉄鋼もジーマンス・マルチン鋼(三%値上り)を中心に最近平均して一・六%程度の値上りを示している。また消費部門においてもミルク、乳製品、生野菜、魚加工品、牛肉、コーヒー・ココア、鉛筆、新聞等が値上りし、これらを映じて一月の生計費指数も〇・二%方微騰した(一一〇、一九五〇年一一〇〇)。しかし一方電気・光学・精密機械部門においては需給均衡から価格は保合い、また果物・繊維・靴及びラジオ、自転車等の耐久消費財は需要旺盛にも拘らず価格低下が認められ、更に最近に至り従来値上りを見せていたコーヒー価格もブラジルにおける為替切下げによる価格低落を見込んで一〇%と大幅に下落した。

最近の物価動向に対してはレンダー・バンク、政府共慎重に対処しており、レンダー・バンク理事会は再度に亘つて景気問題を取上げ、政府も十四日経済閣僚会議を開いて物価問題を検討した。両者及び経済界の最近の物価動向に対する判断には若干のニュアンスの差異はあるものの、物価騰貴の主因を再軍備期待の思惑・投機に求め且現状が昨年末に比して若干好転している点を認めつつも手放しの楽観を戒めている点で一致している。即ちレンダー・バンクはその一月報で「投資財特に鉄鋼における思惑的動きを別にすれば一般に価格騰貴は現実の需給状況を反映しており、消費増加は所得増加を下廻り貯蓄は依然増加して通貨価値に対する信頼には何等変化が認められない。一方国際原料価格も朝鮮動乱当時に比すれば遙に安定的で従来価格騰貴の著るしかつた建築資材部門でも一月中旬以降受註高は減少を見せている」と述べ最近におけるドイツの経済情勢が英国とは根本的に異つていることを強調している。一方経済界においても一月の鉄鋼会社の受註高が前月を一〇%程度下廻り、二月も十二月程度に達する見込がない点を把握して思惑需要鎮静の兆として歓迎しているが、政府は姿勢未だ楽観を許さずとして万一のインフレに備えるため経済大臣に対し緊急の場合には物価騰貴を阻止するための関税引下げ権限を与える法案を提出することに決定、準備中である。同法案は従来関税引下げに当つて長期間の審議を要し関税政策が早急に国内物価の変動に応じ得なかつたことに鑑みて立案されたものであつて、経済大臣の適用し

た関税率に付き三カ月以内に議会の同意を得べきことを定めている。現在の如く市中の流動性が極めて高く、又短期貸出は減少傾向(レンダー・バンクに週報を送付している代表的銀行四八〇行について見ると一月下半月に短期貸出七九百万マルク減、内貸付は一七六百万マルク減少して割引手形が九七百万マルク増加している)にある時公定歩合の引上りが価格抑制策として有効であるか否かについては一般に疑問視されており、今回の政府の決定はかかる点を考慮したものと考えられる。

最近の価格動向と関連して特に注目されている問題は今月初めルール炭鉱企業者連盟が欧州石炭鉄鋼共同体の調査に基いてトン当り二・五マルクの炭価引上要求を共同体に提出することを決定したことである。即ち企業者連盟は予ねて昨年四月来実施されて来た炭価が不当に低いことに抗議して来たが、今般共同体に依るルール地方炭の五四年下半期の原価調査の結果現行価格に於てトン当り五マルクの損失となると結論されたことを事由に前記値上を決定し経済省に対しても了解を求めると共に月末から共同体との間に炭価引上げの交渉を開始した。これに対してエルハルトは炭価引上は諸物価に影響するところが大きいのでこれを許可出来ない旨明言しており共同体も経済省の同意がない限り値上を許可しないものと見られているが、値上を認めない場合は適正な償却と資本収益を保証するという共同体の規約が無視されることとなるため政治的に妥当な解決が希望されている。経済界には現在ルール地方の貯炭は七八千トン(同地方石炭日産額の六分の一)、コークス在庫高は一・二百万トン(同地方コークス日産額の十日分)と極度の逼迫を示しているが、これは寧ろ異例に属し炭価の引上は重油転換に依る需要減少を招来することは必至であるからルール炭鉱の企業家が値上を強行するとは思われないとして楽観的見解を示している向もあり、また最近ベルギーが共同体に対して炭価の引下げを申請している等のことも考え合せると企業者連盟の最近の動きは来るべき賃上要求に対するゼスチュアとも考えられるが、いづれにしてもその解決如何によつては、今後の物価動向に影響するところが大きく成行が注目されている。また賃金協約改訂期を今月末に控えてルール炭鉱の労働組合が一・二%の賃金引上(一・二%の賃上を行えば炭価はトン当り三マルク上昇するものと

言われている)を要求していることも今後の物価動向に対する無視しえない要因である。経済界でも今後の物価動向を決定するものは賃金であつて価格騰貴を抑えるためには賃金上昇を生産性の範囲内に止めなければならぬとしてその動向を注目しているが、ドイツ経営者連盟会長パウエルセンは労働総同盟書記長のフライタークに書簡を送り昨年九月に合意を見た労使代表の円卓方式に依る平和的争議解決策が実施されていないことについてこれを非難すると共に、現下の物勢に鑑み速に労使会談を開催することを要望した。一方政府も事態を憂慮し十七日夜ホイス大統領は労働総同盟幹部を招待しアデナウアー首相、エルハルト経済相をも交えて懇談、席上エルハルトより経営者側は生産性が向上した場合には賃金引上を認めるべきであり同時に組合側も賃金要求を政治的手段として使用することを慎むべきであるとの要望があり今後の動向が注目されている。

二十四日英蘭銀行が再度公定歩合を引上げたことは経済界に大きな衝撃を与えたが、一般的な見解に依れば、前述の如くドイツにおいては一般的信用膨脹・価格騰貴の徴候は認められず、市中の流動性が高く公定歩合引上げの効果は疑問視される状況にある上、公定歩合の引上げは金利水準を引下げるといふ従来のレンダー・バンクの努力の方向に反しており、また、国際資本移動に対処するためには為替管理で充分である(ヴェルト・二月二十五日及び同日フランクフルター・アルゲマイネ)故情勢に急激な変化のない限り公定歩合の追隨的引上は行われなしいものと予測されている。しかしながら前述の通り当月の一般情勢は好転しているものの再軍備の見透しも不明のため将来の景気の動向には充分注目する必要がある。

一月の生産指数は季節的な事情もあつて一八二と前月に比して若干低下したが、前年同期に比して一七・六%増、生産増加は特に投資財面において二七%と著しい(なお、基礎資財二二%、消費財一四%増)。失業者数は季節的關係で五〇千人増加して一、七八九千人となつたが、投資財生産部門・小売卸売部門の活況に依り前年同期の水準に比すれば三〇〇千人程度下廻っている。貿易も輸出一、七六九百万マルク、輸入一、六九三百万マルクと依然六八百万マルク(前年同期一、九八百万マルク)の受取超過を記録、殊にEPU関係では三五・四百万

ドルの出超に加えてフランスの債務償還三六・七百万ドルの受入もあつて金ドル準備は一月末一、九四八百万ドルに増加した。かかる国際収支の好調に依り為替管理は更に緩和せられ、本月からドイツ人旅行者の持出し得る外貨額は非交換通貨につき一件六〇〇マルク(従来は三〇〇マルク)に引上げられ未使用残高も三〇〇マルク迄は次回に繰越使用が認められることとなり、更にドル地域への旅行者も年額一、五〇〇マルク迄無許可でドルを獲得しうることとなつた。

資本市場の新展開

従来資本市場における長期債の税法上の優遇を規定していた資本市場育成法(Erstes Gesetz zur Förderung des Kapitalmarkts)が昨年末を以て失効(註)したため本年から一切の長期債券が自由競争の原則に従つて発行されることとなり、その最初の発行条件及び成否は将来の長期市場金利の動向を左右するものとして注目されている。右育成法の失効に伴い資本市場に生ずべき過渡的混乱を回避するため既に公法上及び私法上の抵当権銀行の間に本月十五日迄新規長期債の発行を見合せるという所謂発行停止契約(Emissionsstopp)が合意されていたが、今月両団体が発行停止期間を更に一カ月延長することを決定したため新規長期債は四月迄発行されないこととなつた。当初私法上の抵当権銀行は現今の金融市場の動向に鑑み発行停止期間の延長に依り発行条件を有利ならしめ得るものとしてその延長を主張したのに対し公法上の銀行は速に投資資金を獲得せんとする公共団体の圧力もあつてこれに反対していたが、結局発行期間延長の合意に到達したものである。申合せに依り当初の新規長期債の発行額は月額一億マルクに制限されるが、専門家筋の見解に依れば新規債の表面利率は六・五%―七%になるものと見込まれている。抵当権銀行筋では額面額の九五―九七で発行を望んでいるが一部には最近の抵当証券の上場相場(八八―八九)から見て希望通りの発行を困難視する向もある。ただ税法上の優遇が消滅するため仮令表面利率が六・五%でも資本収益税を控除した実質利率は三・二五%―三・五%(フランクフルター・アルゲマイネ二月五日)になるとして消化を危ぶむ向もあるが、現在相当の余資を有する保険会社及び社会保険基金には資産の証券運用につき税法上の優遇があるので、この方面の引受に大きな期待がかけられている模様である。

(註) 資本市場育成法の施行以来(一九五二年十二月十六日)五四年末迄税法上の優遇を受けた債券は総額一二三億マルクであるが、内九四億マルクは五・五・五利付の公共団体債券、抵当債券、九億マルクは四・四・五利付の転換ライヒス・マルク債券、二〇億マルクは六・五・五利付の工業債券、抵当債券である。

五、ソ連——政変と一九五五年度予算

ソ連最高会議は一九五五年度国家予算の承認、国際情勢と対外政策の検討を主要議題として三日例年(二、四月)より早く開催されたが、八日の同席上マレンコフ首相が辞任し、その後任としてブルガーニン国防相が任命され、さらにマレンコフ首相は副首相兼発電所相として格下げされたとの報道は一九五三年三月のスターリン死去以来の大事件として世界に大きな衝動を与えた。マレンコフはその辞職理由として、(イ)地方活動の経験の不足、また省あるいは何らかの経済機関で直接個々の国民経済部門を指導する機会をえなかつたことが閣僚会議議長(首相)という複雑な責任ある義務の遂行に好ましくない結果をもたらしていること、(ロ)党と勤労者が農業の急速な発展に努力を傾倒している現在農業に生じている不満足な状態に落度と責任を感じていることを指摘している。さらに「現在党中央委員会の提唱と指導の下に農業の立遅れの克服とその急速な発展のために基本計画が作成されているが、この計画は唯一の正しい基礎に基いている。すなわち重工業の全面的な発展とその実施のみが消費財増産のための必要な条件を産み出すのである」と自己批判を加えている。右声明のみによつては今回のソ連政変の裏面事情は明かでなく、従つてこの点については辞任声明理由を額面通りに受取り経済政策面の失敗から最高責任者が辞任したものとするものと見るもの、あるいはソ連指導者間の権力闘争の現われとするものなど種々見解が分れている。この権力闘争説については、農業の企画立案者であり、従つて当然農業の不振に責任があるものと目されているフルシチョフ党第一書記が辞任せず従来の地位を維持している点、また一部ではフルシチョフが軍部と提携して、その代表者であるブルガーニン国防相をソ連新首相に就任せしめたとしている点等から右の経済政策の失敗の外に権力闘争があつたことは否定できないものと見られている。この外西欧諸国

におけるパリ協定を中心とした国際情勢の進展もマレンコフ首相の対外政策に対する批判を生み、辞任を余儀なくせしめた一要因として看過できないものとされている。

いま農工業面から今回の政変の原因を見るに、まず農業における穀物生産は昨一九五四年において一三〇百万トン強と前年水準を若干上廻つてはいるが、第五次五カ年計画における一九五五年度の目標一七四・五—一八六・五百万トンに比すればかなり低くその目標達成は困難であり、また畜産業の不振により肉、バター、チーズ等の生産は目標を下廻り、供給不足を来している現状で、農業生産の不振は蔽い難いものがある。

一方工業生産を見るに、昨年の生産は一部経済部門においては不振であつたが、全体として前年に比し一三%増、一九五〇年に比すれば六五%増で、この結果一九五五年において工業生産を一九五〇年に比し七〇%増を目標とした第五次五カ年計画が期限内に遂行されることは確実であるとされている。特に昨年の消費財生産は五カ年計画の目標が四カ年で達成されたと伝えられる。これは一九五三年以来マレンコフ政権によつて進められてきた消費財の急速な増産、国民生活水準の向上等の措置によるものであるが、こうした消費財の増産に伴い、国民の消費生活も高まり、昨年の商品販売高は前年に比し一八%増、特に農村においては二九%増に達しており、消費財の販売高がその生産増加を上廻る速度で増大した。この点ブルガーニン新首相が最高会議席上で、国家予備(在庫)の重要性を指摘、国家予備を犠牲にするこの誤りについて言及していることは注目される。この消費財増産政策に対してソ連各紙は年初来しばしば社会主義経済の基礎としての重工業の発展を強調しているが、特に一月二十四日のプラウダ紙上で同紙編集長シエビロフが軽工業を重工業より高いテンポで発展させることが、社会主義の基本的経済法則であるとする一部経済学者の見解を痛烈に批判し、また翌二十五日フルシチョフ党第一書記は党中央委員会総会において演説、過度に軽工業に重点をおくことの誤りを指摘した。この重工業優先主義をめぐる論争はマレンコフ辞任の理由として重要な意義を有するものと見られている。

いずれにせよ今回の政変によりソ連の対内外政策がどのように変化するかは世

界の関心事となつてゐるが、ブルガーニン新首相は九日の最高会議席上において、ソ連の内外政策について重要演説を行い、対外政策については西ドイツの再軍備を攻撃、また台湾問題については米国の台湾政策を非難するとともに中共はソ連国民の援助を期待することができると強硬な態度を示している。しかしながら反面「ソ連政府は今後もその正当さが証明され、かつ実践の試練をうけた平和と一般的安全を強化する政策、あらゆる国民との友好政策を行うであらう。国際情勢の正常化ならびに各国間関係の改善は関係国間の平等にして有利な通商関係の樹立を促進するであらう」とのべ、当面ソ連の外交政策には急激な変化は行われないだろうと見られている。

また国内経済政策については「重工業はわが国民経済のあらゆる部門、農業、軽工業および食料品工業の発展を保証し、従つてソ連国民の福祉向上の源泉をな

すものである……。それ故経済面において政府は今後も重工業の全面的発展を見込んだ党の一般方針を実施するであらう」と重工業の優先を強調、さらに重工業の発展を基礎として農業、消費財の増産を図ることを明かにした。右ブルガーニン新首相による重工業優先政策は三日最高会議に提出された一九五五年度国家予算においても明かにされている。

一九五五年度国家予算案は三日ズヴェーレフ財務相により最高会議に提出され、その後予算委員会において若干の修正をうけ、七日一九五五年度国家予算案として発表された。右によれば歳入総額は五、九〇二億ルーブルで前年に比し一七七億ルーブル増となつており、一方歳出総額は五、六三五億ルーブルで前年に比し七億ルーブル増、差引歳入超過は二六七億ルーブルに上つてゐる。いま一九五五年度および一九五五年度の国家予算内訳を示せば次の如くである。

歳入予算内訳

(単位 億ルーブル)

歳入	一九五四年		一九五五年		対前年増減
	金額	総額に占める割合	金額	総額に占める割合	
歳入総額	五、七二五	一〇〇%	五、九〇二	一〇〇%	(+) 一七七
税金	二、三四三	四〇・九	二、三三三	三九・五	(-) 一一
引当	九二八	一六・二	一、一七五	一九・九	(+) 二四七
国民利益	四五七	八・〇	四八四	八・二	(+) 二七
国民債	一六四	二・九	三〇五	五・二	(+) 一四一
その他	一、八三三	三二・〇	一、六〇六	二七・二	(-) 二二七

歳出予算内訳

(単位 億ルーブル)

歳出総額	一九五四年		一九五五年		対前年増減
	金額	総額に占める割合	金額	総額に占める割合	
歳出総額	五、六二八	一〇〇%	五、六三五	一〇〇%	(+) 七
国民経済費	二、一六三	三八・四	二、二二三	三九・四	(+) 六〇

社 会 文 化 費	一、四一四	二五・一	一、四七〇	二六・一	(+)	五六
国 防 費	一、〇〇三	一七・八	一、一二一	一九・九	(+)	一一八
行 政 費	一〇七	一・九	二二六	二・二	(+)	一九
国 債	一〇五	一・九	一二二	二・二	(+)	一七
そ の 他 費	八三六	一四・九	五七三	一〇・二	(-)	二六三

(註) 右表は二月三日のズヴェーレフ財務相の演説ならびに同七日発表された一九五五年度国家予算法により作成

右歳入予算中注目すべきは収益税収入および国債収入の増加であるが、まず収益税収入の増大は生産の上昇と原価の引下とにより国営企業の採算性が向上し、利潤の増大が見込まれる結果とされている。国民の直接の財政負担となる国民諸税および国債収入の合計は前年の六二億ルーブル(国家労働貯金局の引受五億ルーブルを含む)に対し七八九億ルーブルと一六八億ルーブルの増加であり、重工業重点主義への復帰と関連して国民生活の圧迫要因となるものと見られている。

一方歳出面においてはその他費目を除きいずれも前年度に比し増加しており、特に国防費、国民経済費、社会文化費の増大が顕著である。右国民経済費はソ連の経済動向を知る上の重要な指標であるが、本年度は前年に比し六〇億ルーブルの増加となつている。いまその内訳を見るに重工業支出は前年に比し大幅な増加を示しているのに対し消費財および農業支出はいずれも減少している。すなわち重工業費(予算支出および自己資金)は昨年度の一、三三二億ルーブルに対し一、六三六億ルーブルと三〇四億ルーブルの増大であり、一方消費財、農業費は前年に比しそれぞれ一〇六億ルーブル、九二億ルーブルの減少である。ただ農業費の減少は去る一月三十一日採択された畜産業の発展、ならびに今後五、六年内に年穀物一〇〇億ブード(一六〇百万トン)の増産を内容とした新農業計画の発表と矛盾する点があり注目されている。

本年度国防費は前年に比し一一八億ルーブルの増加で大体一九五二年(戦後最高)と同水準であるが、これについてズヴェーレフ蔵相は「われわれの見るところ

では国防力強化の問題についてわれわれの意を安んぜしめる根拠となる如き変化は国際情勢に起つていない」とのべている。

六、アジア諸国

(一) 一般情勢

前月来頃に緊張の度を加えつつあつた台湾情勢は、三日中共が国連安全保障理事会の招請を拒絶し、更に八日行われたソ連政変は中共の台湾解放を積極的に支持する意向が強められることとなり、中共の台湾進攻への体勢が益々整備強化されつつあつたが、大陳島駐屯の国府軍が十一日平穩裡に撤退を完了したことおよび台湾海峡にある米国第七艦隊の重圧もあることから事態はやや膠着の様相を呈したまま越月した。この間英国あるいはインドには、台湾の急迫事態の解決のため、国連方式によらず関係国で構成されるジュネーブ会議方式による動きもみられた。

一方十九日東南アジア共同防衛条約が関係各国の批准を了して発効し、二十三日より四日間バンコックにおいて第一回理事会が開催された。その主な成果として挙げられるものは、加盟国の大使を以て構成する常設の理事会代理機構即ち、SEATO本部をバンコックに置くこと、下部機構として軍事、破壊活動防止及び経済の三委員会を附設することであつた。同会議の成果は殆どかかる機構整備に終始し、SEATO防衛軍は設置せず、米国防留軍および加盟各国軍の強化を図る方針を確認したのに止まつた。なお加盟アジア諸国への経済援助に関して、フィリピン、パキスタンが提唱した包括的援助機構設立案と英米等の援助国側の

主張する双務協定方式との間に論議が行われ、今後經濟援助に関する諸問題を検討するため、經濟委員會を設置したものと伝えられている。

翻つて經濟情勢を概観すれば、アジア地域内主要輸出品相場は、一般に年初来の上げ歩調から軟化傾向に転じた。前年二月来上昇を続けたゴム相場が月中央灣情勢の膠着状況、米國戰略貯蔵ゴムの放出量増加及び米國人造ゴム工場民間私下後の建値据置発表から十一日のシンガポール相場RSS一号当限一ポンド一〇六海峽セントをピークとして九〇海峽セント台に反落、軟調裡に越月(月末シンガポール相場同九一海峽セント)、又一九五二年十月来需要の増加とコーヒー價格の騰貴につれて上昇を続けてきた茶も本月に入り消費者が高値のため需要減退を見せて軟化氣配を示した(ロンドン相場インド普通茶現物一ポンドにつきピーク時一月二十日六シリング一〇ペンズ、二月二十三日五シリング九ペンズ)。

また中共は三月一日を期して通貨改革を実施する旨發表した。さらに中共は蒙古、北鮮とのパートナー協定更新及び本年度中ソ物資交換議定書の調印を行い、共產圏内の交易増加を図るところがあつた。他方東南アジア諸國においては昨年未インドは食糧輸入量の減少による輸入余力の増加から、パキスタンは米國援助物資受入から、共に本年上期の輸入方針としてその制限を若干緩和することを發表し、更にマレー連邦がゴム價格の好調により外貨収入の増加に恵れた関係もあつてドル地域、欧州諸國及び共產圏諸國を除くその他の地域に対し包括輸入許可制を採用する等、世界的な貿易制限緩和に同調の氣配が見られた。

(二) 中共——通貨改革、國際收支及び對外貿易状況

(1) 通貨改革 中共は二月十七日國務院全体會議を舉行し「新人民幣の發行と現行人民幣の回収に関する命令」を採択した。その要旨は次のとおりである。

- 一、中国人民銀行は一九五五年三月一日より新しい人民幣を發行し、現在流通している人民幣を回収する責任をもつものとする。
- 二、新旧紙幣の交換比率は、新券一元が旧券一萬元に等しいものと定める。新紙幣發行の日より各機關、団体、企業および個人の一切の現金收支、取引計算、契約、証憑、帳簿記載および國際間の決済等はすべて新元をもつて計算

単位とし、新紙幣發行前の一切の債權債務は、國債をも含め、同日より法定比率により新元に換価計算し、あるいは決済しなければならない。

三、旧紙幣は中国人民銀行が法定比率により全部回収するものとする。旧紙幣を所持する者は新紙幣發行の日より中国人民銀行またはその代理交換機關において法定比率により新紙幣と交換するものとする。券面一萬元、五萬元の旧紙幣は一九五五年四月一日より市場における流通使用を停止するが、四月三十日まででは交換に応じ、五月一日以後交換を停止する。券面五千元以下の各種旧紙幣の流通使用停止は中国人民銀行が交換情況を視て別に定める。

今回の措置の目的については、右命令はその冒頭において「國家の計畫する經濟建設の需要と広大な人民の願望とに應え、財政收支の均衡と金融物價安定の基礎の上に、わが國の貨幣制度をより一層健全かつ鞏固にし、もつて交易と計算に便ならしめる」ためであると述べており、前記のごとく物價や為替相場も同率で調整されるので、單なる呼称單位の変更にすぎないようである。しかしながら、數年來の大規模な經濟建設の実施によりインフレ要因が醸成せられていることも考えられるので、今次の措置はこれが対策のための準備工作としての意圖を有し、交換の際明らかになる資産(購買力)に対し、近き将来徵稅等の強制手段によるか、あるいは貯蓄奨励、公債応募等の社會運動を通ずる半強制的な方法によつてこれが吸収措置に出ることも予想される。

(2) 國際收支 右通貨改革と関連し、中国人民銀行当局は中共の國際收支に関するつぎの如く發表した。

- 一、國際收支總額は一九五〇年を一〇〇とすれば、一九五四年は二二一・五に達した。
 - 二、國際收支は均衡を達成し、一九五〇—五二年間の支出は収入の九〇%であり、一九五三—五四年間の支出は収入の九八・六%となつてゐる。
 - 三、國家の金保有高は一九五四年は一九五〇年に比し十倍以上を増加した。
 - 四、國際收支中、貿易收支の占める比重は一九五〇年の七〇・八%から、一九五四年には八三・九%に増加した。
- (3) 對外貿易状況 他方、昨年の對外貿易状況につき、この程發表されたところ

によると、年間の輸出入計画は目標を三%突破して達成された。輸入の内訳は生産財が約八七%、消費財が約一三%を占め、工場設備、鋼材、非鉄金属、硫安、綿花、化学工業原料等の輸入量はいずれも前年に比し増加した。輸出国資の内では各種特産物、一部工業製品が増大を示し、例えば煙草一一九%、絹織物五六%、緑茶七〇%、果物罐詰一〇二%、羊毛一七%の増加率となつたといわれる。

本年度の共産圏諸国とのパートナー貿易協定はすでに外蒙(昨年十二月十六日)、北鮮(昨年十二月三十一日)、ルーマニア(一月二十日)、ブルガリア(一月二十七日)およびソ連(二月十一日)との間に調印を了したと伝えられるが、協定品目は昨年とはほぼ同様であつて、ソ連、ルーマニアからは重工業製品、石油、その他工業原料を、ブルガリアからは農業機械、肥料、その他日用品を、北鮮からは電力、礦物を、また外蒙からは畜産物を輸入するのに対し、中共の輸出品は鉱物、農産物を主としており、外蒙、北鮮に対しては工業製品も含まれている。なお北鮮に対しては一昨年締結した援助協定に基づき右パートナー協定とは別途に重化学工業製品が贈与されることとなつてゐる。

(三) 北鮮——昨年の復興状況

北鮮の国家計画委員会中央統計局は一月二十七日昨年中の経済復興計画の達成状況に関し大要左のごとき発表を行った。

一、国営、協同組合工業の総生産額は計画の一〇%を達成したが、これは一九五三年に比し七六%の増加であり、一九四九年の水準を三%方上廻るものである。

五四年中に熙川機械製造工場、熙川自動車部品工場、平壤農業機械製造所、江南窯業工場、新義州琺瑯工場等四〇余の大、中規模工場が新設され、その他一二〇余の大、中規模工場が復旧をみた。

主要工業製品の生産数量は五三年を一〇〇とすれば、電力一九二、石炭二九〇、銅二五〇、鋼塊一、五〇〇、セメント八七〇、綿織物一〇六であつた。

二、五四年中に耕地は前年より四一千町歩拡大したため、天災の発生をみたものの、穀物の総生産高は三%の増加となつた。

五五年一月一日現在で農業生産協同組合数は一万に達し、加入農家は全農家の三二%、耕地面積は全耕地の二九%となつてゐる。

三、鉄道の輸送量は五三年に比し貨物は三六%増、旅客は三倍となつた。また自動車による貨物運送量は五三年の二・二倍であつた。

四、五四年の国家基本建設投資額は五三年に比し一七〇%を増加した。前述の工場以外に、一三の貯水池、二五の堤防、三一の鉄道の増設ならびに一三五の鉄橋が新設もしくは修理された。

五、国営商業における物価は三六%引下げられた。

国民所得は五三年に比し三七%方増大、勤労者の給料賃金は四六%増加した。

六、五四年中にソ連は三九〇百万ルーブル、中共は三兆元に相当する援助物資を供与したが、これは経済の回復発展に巨大な作用をなした。

(四) 台湾——外国為替管理法規の変更

国府行政院はかねて輸出促進の見地より、外国為替管理法規の改正を審議中であつたが、二月二十八日の臨時院会において「外国為替の売却及び購入申請処理弁法」並びに「旅客の出入国に携帯する金銀外国通貨及び新台幣銀行券の制限弁法」を採択、即日公布、三月一日より施行した。なお右に先立ち十七日の行政院會議は、これまで台湾省政府に委ねられていた外国為替管理業務を中央政府に集中するとともに管理機構を簡素化するため、従来の外国為替管理に關係ある四個の委員会を統合し、新たに行政院内に外国為替貿易審議委員会を設置することを可決、その組織規程を制定した。

新外国為替管理方式の骨子は、一般の輸出者に対し台湾銀行より為替取組証明書を発給、その市場における自由売買を認めて、結果的には実勢レート(最近では、一ドルにつき三六元程度と伝えられる)による輸出と同様の効果を与えることにより輸出を促進せしめようとしたものである。

今回改正の要点は次の通りである。

一、外国為替の売却及び購入申請処理弁法

1 政府機関の受取外国為替及び砂糖(民営の赤糖は除外)、米、塩、石油製品

の輸出(何れも公営)によつて得た外国為替は、すべて一ドルにつき一五・五五元の銀行買入相場により台湾銀行(以下台銀と略称)に売却しなければならない。

2 前項以外の公営及び民営事業が物資の輸出によつて得た外国為替は、一律に銀行買入相場により台銀に売却しなければならないが、この場合台銀は規定比率(輸出物資の種類、輸入原料の所要量等により、算出基準が規定されることになっている)に基いて別途為替取組証明書を発給する。輸出者はこの為替取組証明書を自ら使用するかあるいは輸入商もしくは台銀に売渡すことができる。その有効期間は六十日である。

3 台銀は市場の情況に応じ、輸入許可証を所持する輸入商に直接為替取組証明書を、売渡すことができる。

4 前2、3項に基いて、台銀が直接業者と為替取組証明書を売買する場合の価格は、外国為替取組証明書審議委員会が外国為替貿易審議委員会と協議の上決定し、台銀に通知して日々これを公告する。

5 政府機関や為替取組証明書を受領し得ないか輸出を行わない公営事業の所要外国為替、特定の工業建設計画に必要な物資もしくは日用必需品の輸入のための所要外国為替は、一ドルにつき一五・六五元の銀行売出相場により台銀から購入することができる。

6 前項以外の一般輸入あるいは貿易外支払にあつては、輸入あるいは支払の許可を得た後に、銀行売出相場により所要外国為替を買取ると共に、同額のを為替取組証明書を納付しなければならない。

7 貿易外収入の受取人は一〇〇%の為替取組証明書を受領することができる、これは輸出の場合と同様輸入に使用することができる。

8 輸入の際賦課される防衛税は銀行売出相場によつて計算される金額に対して課税される。

二、旅客の出入国に携帯する金銀外国通貨及び新台幣銀券の制限弁法

1 旅行者が入国の際携帯する金、銀、外国通貨については制限を行わない。

2 旅行者の出国の際の携帯額は(イ)金の装飾品二市両(一市両Ⅱ三七・五グラ

ム)、(ロ)銀の装飾品二十市両、(カ)米貨二百ドル、(キ)新台幣銀券五百元を限度とする。

3 前項の装飾品以外の金銀塊、銀元は携帯出境を許さない。

4 右による限度額を超過した場合、その超過部分は没収される。

(右両弁法の公布と同時に、外国為替貿易審議委員会から、台銀における為替取組証明書の処理手続を定めた「台湾銀行の為替取組証明書売買規則」及び「外国為替取組証明書審議委員会組織規程」が公布された。)

(五) インドネシア——FOAの一九五五年度技術援助額決定

FOAは二月二十三日インドネシアに対する一九五五年度の援助として七百万ドルの割当を行つたと発表した。右のうち一・三百万ドルは特別マラリア対策に使用され、インドネシア政府が優先的に取上げている長期マラリア撲滅計画の遂行に必要な物資の買付に充てられるが、これによつて現在人口の約四〇%が罹病して経済的及び社会的発展に非常な障害となつている状態を改善することが出来るものと期待されている。残額五・七百万ドルの約四分の三は右以外の各種の計画に使用され、残りの四分の一はこれ等の計画を成功させるために必要な教育及び実験用資材の買付に使用されることになつている。因みにインドネシアは独立当初米國から相当額の経済援助を受けていたが、MSA協定の締結を主権侵害のおそれありとして拒否して以来は技術援助のみを受けている。右の技術援助の主目的はインドネシアにおける食糧の増産、国民の生活状態の向上、一般行政の改善及び経済の多様化にあるが、援助の方法としては米國から専門家を派遣すると共に米國その他諸國においてインドネシア人に訓練の機会を与え同国人技術者を増加することに重点が置かれている。昨年度割当てられた額は四百万ドルであつたが、うち約一・九百万ドルは前年度の繰越資金である。

(六) ビルマ——昨年の米穀輸出実績と本年の見透し

一九五四年一—十一月間の米穀輸出量は一、四四〇千トンに達し、既に前年の年間輸出量九七一千トンを大幅に上廻つた。これを反映して、昨年前半期の総輸出額も七二五百万チャツと前年同期の六九五百万チャツに比し、三〇百万チャツの増加を示した(尤もこの間の総輸入額は四五百百万チャツと、開発資材の買付

増を反映して前年同期比八四百万チャツを増加、右輸出の伸長額を凌駕した。米穀の相手国別輸出状況は次表の如く、昨年の前半期分が判明しているに過ぎないが、それによれば右の如き米穀の輸出伸長は主として日本及びセイロン向輸出の増加に基因しており、同国が一昨年の後半期以降価格面で譲歩することにより長期の販売契約を締結する方針を採つたことが一応成果を挙げたことを示している。なおインドとの間に締結された米穀輸出協定は一九五四年以降三カ年間に九〇〇千トンを超すことを内容とし、またビルマの選択により一九五四年中に一括輸出することも認められており、当初ビルマは昨年中にその全量を輸出する方針を採つていた由が伝えられたが、実際にはかなりの量が本年に繰越された模様である。

一九五四年一—六月間ビルマ米穀輸出状況 (単位 千トン)

	一九五四年一—六月	一九五三年一—六月
イ ン ド	一一一・一	一四五・三
セ イ ロ ン	一一九・二	五三・二
マ レ ー	四・四	四〇・五
香 港	〇・八	一八・七
イ ン ド ネ シ ア	一〇〇・六	一〇一・九
日 本	三〇八・八	二五・五
そ の 他	九三・四	四二・四
計	七三八・三	四二七・五

昨年十二月のウ・ヌー首相の中共訪問を機に両国の関係は頓に緊密化し、中共はビルマ米を一九五五—五七年の三年間に毎年一五〇千トン乃至二〇〇千トン輸入することに了解が成立、その本年度価格はトン当り四〇ポンド、決済方法は代金の六〇%は中共の生産する機械、設備及びその他の商品、二〇%はソ連その他

の共産圏諸国の製品、残余の二〇%はポンド現金を以て決済することとなった。なお中共・セイロン間の米・ゴムバーター協定により、中共は年間二七〇千トンの米穀をセイロンに輸出することになっているが、コロンの新聞情報によれば、中共の食糧事情が必ずしも潤沢でないところから、ビルマは中共に代つて同量の米穀をセイロンに積出し、それと交換に入手するゴムを中共に売渡して中共製品とバーターする中継貿易方式を提唱し、既にセイロンの同意を得たので、目下中共の意向を打診中とのことである。

この外、ビルマ政府は米穀市場開拓のため昨年末来マレー及びソ連に使節団を派遣し、又本年二月十五日チエツコとの間に通商協定を締結して、チエツコより機械、軽工業製品等を輸入、ビルマより米穀、ゴム、タンクステン等を輸出することとなつたと伝えられる。東欧諸国の米穀需要に多くを期待しうることは困難であろうが、同国政府の米穀市場開拓努力の一端を示すものとして注目される。

同国本年の米穀輸出は前記の如く中共向輸出契約分が加わつたこと、インド向未積出分がなお相当量残つていること等から見透しは比較的明るく、エコノミスト情報部四半期報によれば年間輸出予想量は次表の如く略々昨年度程度が可能と見做されており、従つて次年度繰越米も特に増加する惧れはないものと見込まれている。しかしながら、本年度の世界米産量が略々昨年度並の豊作と伝えられること、タイにおいては米穀輸出の民間貿易切換により輸出振興を期していること等の事情を考慮すれば、今後米穀の国際価格の下落は必至と見られ、しかも同国の各長期米穀輸出契約は或る一国との契約において輸出価格を引下げた場合にはその線まで自動的に既契約価格も値下げする旨の規定を設けているので、右の如き輸出見透しにも拘らず、外貨収入は昨年を下廻ることは避けられないものと推測されている。

一九五五年ビルマ米輸出見透し (単位 千トン)

一九五五年輸出余力	二、〇五〇	六〇〇
内一九五四年よりの繰越		
一九五五年産米輸出余力		一、四五〇
一九五五年の年間輸出見込	一、四四〇—一、五三五	

内	イ	ン	ド	本	三〇〇
	モ	リ	シ	ア	三〇一
	ス	島	(英	五〇
	領)				
	琉	球	*	四〇	
	イ	ン	ド	ネ	一七五
	セ	イ	ロ	ン	二〇〇
	日			本	三〇〇
	マ	レ			一一〇
	香	港			二五一
	欧	州			四〇一
	中	共	*		一五〇
	そ	の	他		七〇
	一	九	五	五	六
	年	へ	繰	越	一
					五

註 *は一応長期契約に基づく年間輸出協定量を計上したものであるが、日本については最近年間輸出量三〇千トンと決定。

(七) インドーインド国立銀行設立案とソ連との製鉄所建設援助協定の成立

(1) インド国立銀行設立案

昨年十二月下旬に開催された国会においてC・Dデシムク蔵相が「インド帝国銀行と市中銀行十行とを併合してインド国立銀行(State Bank of India)を設立する」旨を言明したことは、これと前後してネール首相が発表した政府の社会主義的建設のための経済政策とも関連して、金融界等に多大の関心と危機の念を惹起した。蔵相が右の如き言明を行うに至つたのは、それに先立ち全インド農村信用調査委員会(Committee on All-India Rural Credit Survey)が行つた後記の如きインド国立銀行設置の勧告を原則として受容れ、今後最終的成案を得てこれが実現を図ることを決定したことによるものである。

右調査委員会(委員長A・Dガルワラ氏)は、政府の諮問に応ずるため全国に亘る農村金融の実状調査等を目的として一九五一年インド準備銀行によつて設けられたものであるが、同委員会が勧告したインド国立銀行設置案の概要は次の通りである。

(II) インド帝国銀行及びパロダ銀行等十行を合併してインド国立銀行を設立する。

(註) 一九五三年十二月末におけるこれ等銀行の資本金、預金及び貸出等は左の通りである。

(単位 百万ルピー)

	資本金	預金	貸出	店舗数
インド帝国銀行	五六	二、〇六九	九二〇	四二四
パロダ銀行等十行	五五	九七六	五〇四	三五五
計	一一一	三、〇四五	一、四二四	七七九

(II) 新銀行は中央政府及び準備銀行の引受けにより増資するものとし、増資後の

資本金中、政府及び準備銀行の出資割合を五二%以上とする(但し政府、準備銀行の持株に対する配当金は五%以内とする)。

(II) 新銀行には中央理事会及び六つの地区委員会を設ける。理事の過半数は政府及び準備銀行が任命する。

(II) 新銀行は従来の商業銀行業務の外に、信用及び事業協同組合等の組合に対する取引をも積極的に行うものとする。

(II) 新銀行の設置に伴い帝国銀行及び十銀行の民間株主に対する補償が必要な際は、公正な市場価格によつてこれを行い、補償方法は一万ルピー迄は現金、残余は国債とする。

委員会が上記のような国立銀行設置案を勧告するに至つたのは、インドの経済に占める農村のウエイトが極めて大きく(例えば総人口三六〇百万人中、農業人口は約三億、農業所得の国民所得に占める割合は約五〇%)、農業生産の増加は今後も益々緊要となるが、協同組合を中心とする農村金融は多年の努力に拘らず必ずしも満足すべき現状にないもので、組合金融の不備を補完するための措置と解

される。

併し乍ら、このような政府の措置に対し金融界はもとより産業界にも種々の批判が行われているが、特にインド銀行協会々長P・デブカラン氏は逸早く「政府の国立銀行設立案は銀行、保険会社等の金融機関が終局的には、国有化される懸念を生むものである」とその危惧の念を率直に発表した。これに対し蔵相は「インド国立銀行の設立はこれ迄不十分であつた農村金融の活潑化を図るための措置であつて、他の金融機関の国有化は決して企図していない」と声明しているが、何れにしても、同行の設立は、今後具体化する迄には若干の曲折が予想されるものの、単に時期の問題と見られており、最近のコマース誌等も、インド帝国銀行当局は今更政府に反対する意思は持つていないと報じている。

(2) ソ連との製鉄所建設援助協定の成立

インドの鉄鋼需要は開発計画の進展に伴い漸増傾向にあるので、インド政府は昨年九月に行われたソ連の製鉄所建設援助申入れ(昨年十月の月報参照)を種々検討、ソ連当局とも折衝を重ねていたが、此の程ソ連の援助により建設費総額約十億ルピーを以て第二国営製鉄所(第一国営製鉄所は西独クルップ及びデマグ社との提携により建設)を建設することを決定、二月二日ニュー・デリーにおいてソ連政府代表との間に右製鉄所建設に関する援助協定を締結するに至つた。協定の主な内容は左の通りである。

(イ) 生産目標を鋼塊百万屯、圧延製品七五万屯とし、ソ連は一九五八年末迄にコークス炉(二基)、熔鋸炉(二基)、平炉(二基)等を建設する。

(ロ) ソ連が供給する設備の価格は黒海またはバルチック海F・O・B約四三四百万ルピーとし、細部は追つて決定する。

(ハ) 設備代金に対するインドの返済条件は年利二・五%、インド・ルピーによる十二カ年の繰延払とし、インドは右ルピーをインド準備銀行内の本協定特別勘定に払込むものとする。

(ニ) ソ連は右特別勘定ルピーをインド国内の物資調達のため自由に使用し得る外、磅にも交換し得るものとする。

(ホ) ソ連供給の設備に關し特許権侵害の問題が発生した場合は、ソ連側がすべて

解決の任に當り、このため生じた一切の経費はソ連側が負担する。

(ヘ) ソ連は九カ月以内に本協定に基き最終建設計画を提出するが、右計画の採否はインドの自由とする。

今回の協定成立は、ソ連の非共産圏諸国に対する初の經濟援助であること、また協定内容において、寛大な借款返済条件、最終建設計画に対するインドの拒否権保留、特許権問題に關するソ連の全面的責任負担等インド側に極めて有利なところが注目せられている。本協定の成立発表に際し、K・Cレディ生産相はソ連との協定が西独との場合に比し極めて短期間に成立する運びとなつたことを礼讃し、本計画にはインドの専門家も積極的に参画することとなつていたのでインドの綜合計画力を養うのに役立つであろうと聲明した。

併し乍ら、コマース誌等の報道によると、インド政府及び財界においては、準備銀行積立ルピーが国内共産党の政治資金として使用される危懼、ソ連提供の設備が國際的に優秀であるか否か等につき、なお問題があると考へている模様である。特に財界の一部にはソ連技術に対する不安解消のため本協定による最終計画採用以前に、英米等のコンサルタントをしてソ連の技術水準を調査せしめ政府の同計画採否の判断資料とする要があるやうと指摘している。なお、本協定成立に關する各国の反響につきヒンドスタン・スタンダード紙は「各国は本協定成立の重要性を殊更に無視する態度に出ているが、一様にソ連の協力は成功するであろうとみており、今後の成行を注視している」旨を報じている。

七、濠洲——貿易の悪化と市中銀行の定期預金利率引上げ

濠洲の貿易はこのところ逆調を続け、一九五四年七月十二月間の実績は輸出は三六六百万濠洲ポンドと前年同期比七十七百万濠洲ポンド減少した反面、輸入は三九二百万濠洲ポンドと七四百万濠洲ポンド増加し、差引二六百万濠洲ポンドの入超を記録して、前年同期の出超一二四百万濠洲ポンドに比し著しい対照を示した。輸出の不振は羊毛輸出の減少によるところが大きい。即ち、この間における同国羊毛競売市況を見るに、衣料品需要の停滞(昨年一月九月間世界毛織物生産高は前年同期比九%減)を反映して、消費国の買氣は予想外に低調で、相場は低迷を続け(前年十二月の脂付羊毛平均相場一付度七三・一八濠洲ペンス、前年同

期八二・一三濠洲(ペンス)相場先安を見越した買控えも手伝つて売上高は五一七百万封度、一六〇百万濠洲ポンドと前年同期の実績六〇二百万封度、二一六百万濠洲ポンドをかなり下廻り、これが同国外貨収入に大きな影響を与えている。他方輸入の増嵩は輸入制限の緩和にもよるが、根本的には投資及び消費需要の伸長が原動力をなしていると思われる。

右の如く、羊毛の輸出最盛期を迎えながら貿易が好転しない上に、前号所載の如くインフレ再燃の心配さえ窺われるが、本年に入つては幣価切下の噂も云々されるに至つたものの如く、一月末同国蔵相は政府にはかかる措置を採る意図のない旨を声明した。もともと同国輸出の大宗を為す羊毛については同国が世界総輸出量の過半を占め就中高級品については殆ど独占状態にあり、これに次ぐ小麦も国際小麦協定の適用下にあるから、幣価切下により特にこれ等の輸出が促進されて同国の外貨収入が増加する見込は乏しいし、他方同国労働組合の発言権は極めて強い関係上、切下による輸入品価格の騰貴は直ちに賃銀の引上げを招来する惧れがあり、他面完全雇傭状態にある同国経済においては対外競争上若干有利となつても国内生産の増加を以つて輸入に代替せしめる余地に乏しいため、輸入抑制の効果は多くを期待できず、インフレの昂進も避けられないこととなるから、幣価切下が実施される可能性は蔵相の声明通り少いものと見られている。しかしながら、前記の如き輸入超過を是正するためには総合的な対策が必要であるから、政府が如何なる態度に出るかに関心が寄せられている。

かかる折柄連邦銀行は一月以降商業銀行の定期預金利率最高限度を年利〇・二五%引上げる(引上後期限三カ月以上六カ月以下については一・二五%、期限二年以上については二%)と共に、二%利率を適用しうる預金の最高限度(従来一口一〇千濠洲ポンド)を撤廃した。これと同時に貯蓄銀行も一口五〇〇濠洲ポンド以下の個人預金及び一口二、〇〇〇濠洲ポンド以下の法人預金に対する利率の最高限度を年利二・五%と同様に年利〇・二五%方引上げた(その他の預金については年利二・二五%据置)。

同国銀行預金の現状を見れば、現行金利においても商業銀行の預金中定期預金を首めとする利付預金は総額の二〇%を占め、又貯蓄銀行預金も近時かなり著し

い伸長を見せ、昨年九月にはその残高は一、〇三〇百万濠洲ポンドと商業銀行預金を僅々二四〇百万濠洲ポンド下廻るに過ぎない状況となつていから、今次預金金利引上の効果は軽視しえないものと見られている。又このところ賦払信用の発達が消費の増嵩に拍車を掛け、賦払信用金融会社は有利な条件で民衆の資金を吸収してその業務を拡大して来たと伝えられるが、今次措置はかかる方面に流れる資金を抑制するのに貢献するところなしとしないであろう。右措置実施の理由に關しては特に説明されていないが、右によつて明かな如く結果的には貯蓄を増加せしめて消費を減少せしめることが予想され、他方連邦銀行は頃來商業銀行の流動性低下を指摘し、その是正を要望している関係上、今後銀行貸出は引縮傾向を辿り、このことが投資を減少せしめるものと期待されており、兩者相俟つて経済活動水準の過度の上昇及びそれを反映した輸入の異常な伸長を抑制するのに寄与することと考えられる。

反面国債消化に及ぼす影響は微妙なものが予想される。即ち、既に昨年末公募分に対する応募額が満額に達しなかつたことから今後の消化を懸念する声が聞かれており、しかも同国国債は個人及び事業会社の引受けに依存するところ少くない(昨年六月末における個人及び金融機関以外の法人の国債保有高は大蔵省証券をも含めた国債発行残高の二九%)。それだけ国債消化に關してその収益性が重視される関係上、今次措置の結果国債利子引上げの論議が強まるのではないかと推測される(長期国債現行利率四・五%、公企業債同四・七五%)。なお現在のところ商業銀行貸出利率は連邦銀行の指導により最高五%の線が守られているが、同国今後の金利体系の動向が注目される。